



362
91

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18
50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始



15.7.24

一九一八年出版

列強之間
白本問題

362
91

永議院議員小寺謙吉譯



南洋之發行

362-9

58



和蘭 前極東外交官著
衆議院議員小寺謙吉譯

列強間の日本問題

正
8. 3. 19
内交

東京 廣文館藏版

譯者自序

『亞細亞は亞細亞人の亞細亞なり』とは、吾人平昔の理想であつて、輓近亞細亞諸民族の覺醒と歐洲戰亂の結果に伴ひ、其の二十世紀の一大問題たらんことしつつある現象を、窃に歡迎するものである、此の間に立ちて亞細亞民族の先進國たる日本は、不撓不屈、勇往邁進、此の合理的要求を貫徹して以て、世界の平和と人類の幸福に貢獻するの大決心なかるべからざるは言ふまでもない事である。

然り而して之を貫徹する當面の急務の第一歩として日本人の先づ知悉せざるべからざることは、日本は正に『支那問題』と『太平洋問題』との解決の必要に達着してをるところである、第一に支那問題は四億の民衆に覺醒なきと大政治家の出現なきに乘じ、群小の政治家が跳梁飛躍し、支那一流の遠交近攻の策を弄し、妄りに列強の力を藉りて自家各自の位地を維持し、併せて其の政權を私せんとして居るのである、是が故に現時の状態に放任して何等支那改造の眞意義を發揮せざるに於いては、次いで來るべきものは列強の共同干

渉である、此時に當り、之を未然に防がん爲には日本は屢次聲明したるが如く支那の領土を保全し、其の政治的經濟的活力を寄與して之を名實兼備の獨立國たらしむるに最善の友誼的援助を假さねばならぬ、次に太平洋問題の意義は米國が支那に對して門戶開放機會均等主義を主張すること同じく、日本も亦太平洋上の諸島及沿岸諸國に對して、日本人否亞細亞民族の爲に其の門戶開放機會均等主義を要求すること共に、他方に於いては露領西伯利は勿論、英佛の屬領地及蘭領諸島を開放せしめ、猶ほ進んで阿非利加の白人種の領土内に於

ける亞細亞人排斥を根絶せしめて以て、世界に於ける人類の差別的待遇を撤廢せしめねばならぬ。

同時に又之が準備として、日本國民は先づ自國の政治的經濟的社會的狀態を改善し、其内容を充實し立憲政治の運用上君民一體の實を擧ぐるに共に、列強と協調を保ち世界の趨勢に順應せる平和主義を確立し、之を國民に公開して以て、所謂國民的外交政策の實現に努力し、彼の極端なる軍國主義の武力を背後にせる所謂軍閥者流一派の外交政策を斷然排除せねばならぬ、蓋し日露戰爭以來、日本は絶えず極端なる帝國主義を

包藏せるもの、如く列強間に疑はれて居る、特に米國に於ける排日思想の如き、其原因は日本移民に對する米國太平洋沿岸諸州の社會的經濟的事情に在り、雖も猶ほ更に支那に於ける日本の態度の著しく在支米國人の反感を喚起し、延いて米國民全體の神經を亢奮せしめたる政治的事情に職由して居るのである、若し夫れ最近の對支政策に至りては支那國民の趨勢に逆行して其の時局を紛糾せしめたるが爲に、甚だしく中外の疑惑を買ひ、今猶ほ之が善後策に汲々たるの實際である斯の如きは凡て無責任なる軍閥者流の然らしめたる結

果であつて、今日之を一掃して中外の耳目を更新するに非ざれば、日本は遂に戦後の國際間に孤立無援の逆境に沈淪せざるを得ざるを恐るるのである。

本書の原本は本年一月譯者の和蘭より接手したる最近の著述に係り、一讀するに、日本の極東及太平洋に於ける政策を論究し、併せて日本對露國、大英國、支那、獨逸、北米合衆國、英領殖民地及び和蘭の犬牙錯綜せる相互關係を記述論評せるものであつて、吾人の所謂『支那問題』及『太平洋問題』の研究に對する好箇の參考書たるのみならず、著者が第三等國の外交家

なるだけに、其の所見の比較的公平であつて、先づ吾人の意を得たりと思ふの點尠くないのである、又其の西伯利出兵を批評し、講和會議に於ける日本の要求の讓歩さるべきことを豫斷し、或は日本の軍閥者流の外交を非難し、元老の跋扈を指摘し、進んで其の立憲政治の將來を逆睹せる所は、大に吾が讀書界の冷靜なる考察を望まねばならぬ點である、而して戦後に於ける日本の國際的地位に對する著者の評論は傾聽すべきもの亦少くないのである、唯だ東洋の事情に精通せる著者としては、日本と佛國及佛領印度支那との關係

に就て何等特に言及する所なきは、本書の完美を期待したる上、吾人の聊か遺憾に堪へざる所である、然れども之が爲に此の書の價值を減殺する譯ではない、政治季節匆忙の際、之を譯述して大方に薦むる微意を諒解せらるるに於いては、是れ眞に譯者の本懐とする所である。

大正八年三月

譯者識す

原著者序論

茲に提供せんごする書冊は世界戦亂に對する日本の關係、及日本の參加より來るべき結果に對する政治的研究である。

本書の計畫は日本の現時の政治的傾向の發達を其の淵源より記載し、極東及太平洋に於ける日本の目的、及政策を明かにせんご試みたものである、是が故に各章は此の方面に於いて接觸する、日本と列強の相互關係を考慮すべく豫定せられて居る、即ち露國、支那、

大英國、獨逸、米國、英領殖民地、及和蘭の關係である、日本問題は前記の各國と密接なる關係を有せるを以て、各個の問題の性質を記述し、併せて日本の將來の運命に關する有らゆる相互關係に就き或結論を得んとするが著者の目的である。

世界戦亂に於ける交戦國の一たる日本の態度は、日本の實權者に依りて設定せられたる外交政策の結果である、其實權者は一八六八年に起つた王政復古時代の初年以來應機啓沃の任に當りたる閥族政治家の少數の一團である、其の政策なるものは既に十六世紀に於

いて當時の偉大なる英雄たりし信長・秀吉の意中にあつたものであつた、此の兩雄は同時に大なる武士の頭目であつて、又同時に大政治家であつた、彼等の死後日本の發達は、是等先輩が開拓したる經路を取らずして中斷した、斯くて極東の霸權掌握の理想は二百五十年間日本人の心裏に眠つて居つた、前世紀中葉以後幾もなく歐米人の來訪と共に、其の鎖國政策の拋棄に依り日本は俄然新生命に覺醒し、再び數世紀前に於ける秀吉の開拓したる經路を再び辿り始めたのである、一八九四年日本は支那と開戦し、一九〇四年には露國、一

九一四年には獨逸と戦争を斷行した、是等の戦争の時間の経過より云へば、殆んど同一間隔を有せる戦争の各自は、相互に關係を有せるころの聯瑣である、是等の戦争は何れも繼續的に極東に於ける日本の勢力を轉た鞏固に結束した、日本の將來の運命如何は其の大部分を現戦争の結果に負ふであらう、著者が本文に於いて述ぶる如く、日本は其の現時の同盟國に對し、日本の位地に大變化を來すの徵候を有するものである。

讀者の感知し得るが如く、著者の意見に依れば、日本問題は二箇の方法の一に依つて解決せらるるであら

う、即ち英獨米の新聯合に依るか或は又獨露の新聯合に依るかの外はない、是等二箇の聯合は現戦争の結果として當然起らなければならぬ、極東に於いて解決を待てる問題は餘りに錯雜に過ぎ餘りに廣汎に涉れるを以て、何等の姑息手段を許さぬのである、是等の問題に對する注意は最早等閑に付するここが出来ぬ、猶又日本は自國の危険に就いて充分覺醒して居る、而して日本の機敏なる政治家は事件を豫想することに就いて未決の中にあるのである、極東に於ける自國の地位を鞏固にし、自國に反對する勢力を牽制することを機

とし、其の間に經濟上財政上の獨立的狀態を自國に設定して以て、或る條件の下に威嚇せらるべき孤立の危険を免れんことを欲して居るのである。

著者は討議を要する問題に關し、全然獨立獨歩の地位に在つて、或る一國又は國際團體に對して、或は又之に反して絶對的に何等の黨派心或は偏頗心よりも自由の位地に在る事を幸福なりと信ずるのである、其の理由とする所は、世界の各方面に生活し、旅行し、研究し、活動したるここが、著者をして有らゆる政治上の問題を國民的見地よりせずして、全く國際的見地よ

り審査するの習性を成さしめたからである。

著者は交戰國の何れに對しても其の動機を或は是認し或は否認して以て斷案を下すを敢てして居らぬのである、歴史の判決が是等の問題に對し論及せらるる前に、數世紀が經過さるべきものであらう、而して其の時機至るも猶ほ判決は自由であつて反證がないのである、現代の吾人の爲さんと希望する所は、此處彼處到る處に小光明を放ちて以て公平無私なる精神を保存せんご企圖するにある、吾人は感知したる危険を指摘することを許さるるご共に、又或る政策が導びく所の

方面を指示し得るのである、然し之を爲さんとするには、吾人は庶幾くは虚偽、憎悪、偏見の道程を踏むことより警戒しなければならぬと思ふのである。

一八一八年十月五日 和蘭國首府海牙にて

例言

一、本書原名は『日本問題』“The Problem of Japan”と題し、日本對露國、大英國、支那、獨逸、米國、英領殖民地、和蘭等の關係、及極東と太平洋とに於ける世界政策に關する日本を主題とせる政治的研究であつて、昨年十一月アムステルダムに於いて出版せられたるものである、今之を翻譯して江湖に推薦するに當り、便宜上『列強間の日本問題』と改題した次第である。

二、本書原著者は久しく極東に於ける和蘭公使館の參事官の要職に在りて東洋の事情に精通せる匿名の一外交家である。

三、本書は原著者の文意と論旨とを尊重して成るべく平易に譯述するに努めたるも、第八章『米國の位地』は米國アツシャー博士の執

- 筆に係る『汎獨逸主義』より、著者の轉載したるものなるが故に、譯文の他章と聊か一致せざるものあるは己むを得ざる所である。
- 四、本書中『日本問題』を論ずるに當り間々事實と符合せざる所なきにあらざるも、一々訂正を加へず原文の儘に譯述して置いた。
- 五、原著者は附録として卷尾に、貴族院、衆議院、選舉法、將軍職、武士道、日露平和條約梗概、ルート高平協約、日本憲法、日露間の滿洲協約、最近の日支協約及該協約に關聯せる外交文書の全部を掲載せりと雖も、何れも讀者周知の事實なるを以て凡て之を削除した。
- 六、目次中各章の解説的小目次は、一見其の内容を知るに便ならしむる爲に譯者の特に作成挿入したるものである。

列強間の日本問題目次

第一章 歐洲戰亂と日本の好機……………一—六

日本人に對する歐米人の憎惡——近世日本の建設者たる三大偉人——信長秀吉・家康——秀吉の國內統一——秀吉の帝國主義——朝鮮征伐——家康の鎖國主義——秀吉と新日本の帝國主義——日本の弱點と其の富強策——日本の對支政策と列強——日本と南北滿洲——日本と山東問題——日本と揚子江谷地方——日支親善の必要——所謂友誼的協力主義——日支新協約——日本の西伯利出兵——軍國主義と日本の憲法政治——警戒すべき日本最頁

第二章 東洋の覺醒……………二—五

亞細亞勢力の増進——暴力の使用と東洋の覺醒——英米の實利主義——日本の王政復古と西洋文明の採用——日清戰後の日本の覺悟——日露戰爭の意外なる結果——日英同盟の意義——日本に倣ふ支那の覺醒——移民問題の發

端——支那の開放問題と列強——亞細亞モンロー主義——日本は東洋の英國——日本の汎亞細亞主義

第三章 日本と露國との關係……………四一—五七

日露交渉の發端——日清戦争と露國の干渉——露清條約と露國の滿洲鐵道計劃——宮廷黨の活躍——朝鮮問題と日露戦争——戦後日本の親露方針——日露協商の意義——露國の革命と日本の出兵——對露干渉の理由

第四章 日本と英國及日本の膨脹……………五九—九二

日英交渉の發端——日本の文明的施設の概要——露國の樺太占領と日露境界問題——對馬占領と英國——親日方針とパークス公使の努力——日本の通商航海條約——改正日英條約——巨文島事件と日本の間接利益——日清戦争と英國の好意的中立——三國干渉と其の結果——英國の九龍及び威海衛租借——日英同盟の由來——日英同盟の成立と佛露同盟の擴大——團匪鎮壓と日本の國際的新地位——團匪事件と關係列強の對露協約——東三省占領と

露國の對支要求

第五章 日露戦争後の極東に於ける日露兩國の位地……………九三—一二三

日露開戦——朝鮮併合——日英同盟改訂と英米の接近——日露協商と英米の默認——第三次日英協約——滿鮮と日本との關係——露國極東政策の再生——西伯利鐵道と東清鐵道——露國と北滿洲——日本が西伯利干渉の理由——太平洋方面を目的とする日露の衝突——支那を目的とする日露の兩立——日本海の地位——白禍——エルゲン卿の日本觀——黑龍鐵道計劃の由來——浦鹽新徳の價值——沿海州の運命

第六章 日本と支那及黃人種の覇權……………一二三—一四四

日清戦争前後の支那人の日本觀——黃人種中の覇者たる日本と其の好機——山東處分問題——日支新協約と日本の獲得したる利權——所謂『未必的要求』——列強の支那領土保全、門戶開放及機會均等主義——帝制運動の失敗と共和制の復活——新支那に對する日露兩國の態度——日本の恐怖と日本

公使の食言—露國の機會主義と外蒙古獨立問題—日本と東部内蒙古問題—日本の優越權と勢力範圍擴大の理由—『未必的要求』承認の時機—日本の領土獲得計劃と英國の帝國主義的罪惡—註解ホーンベック博士の日支協約詳説

第七章 日本と獨逸

歐洲大亂の原因は極東? バグダッド鐵道? —獨逸のバグダッドと英國のスエズ—スエズ運河とバグダッド鐵道の價值—日清戰爭前の極東に於ける英國の優越權—日清戰爭後の日獨兩國の海軍擴張と英國優越權の動搖—日英同盟の成立と英領殖民地の奮起—英米の接近と太平洋に於ける日本の海軍—支那問題と移民問題—支那及太平洋に於ける日本の優越權—アングロ・サクソン同盟と日本の危機—註解ホーンベック博士の山東問題詳説

第八章 米國の位地

汎獨主義に對する英佛米三國の諒解—米國の軍事的位地の長所及短所—國際政治上に於ける米國の勢力—歐洲列強の利害の衝突—米國の經濟的勢力と英佛の信賴—英佛米の財政的相互援助—米國の中米南米に對する優越權と支那開放問題—米西戰爭に對する英獨兩國の態度と其の結果—巴奈馬運河の開鑿と其の價值—著者註解—英佛米三國同盟の必要と其の條件—英佛に對する米國の義務條件—英佛より米國の受くべき報償條件—米國參戰の時機及其の目的

第九章 米國とモンロー主義

モンロー主義の意義—西印度諸島及拉甸亞米利加と米國との利害關係—世界的大問題に参加せんとする米國の眞意—モンロー主義は主義にあらす事實なり—モンロー主義の由來—日本と獨逸は危險物—軍國主義の鼓吹と義勇兵募集手段—労働者階級の好人氣—米國の參戰と大統領ウイルソンの論調の變化—米國の勝利と獨逸及び日本の運命

目次

五

目次

四

一四一—一七

一七—二三

二三—三三

第十章 日本と米國……………二二三—二四三

日本學童離隔問題—條約上の日本人の權利—米國西部諸州の排日計畫
と其の中止—日米の諒解—大隈伯の警告—太平洋問題と支那問題とに
對する日米の衝突—ルーズヴェルト高平協商—太平洋沿岸諸州に於ける排日的
立法の續出—ルーズヴェルトの海軍擴張案と其の鼓吹—日本の對獨最
後通牒と米國—膠州灣還附問題

第十一章 英領殖民地と日本及移民問題……………二四—二五

移民問題を中心とせる排日運動—白人加奈陀主義—日本移民に反對す
る理由—社會的經濟的兩方面—太平洋問題の眞意—不合理なる日本人
排斥—英國の監督オードリーの諷示—米國憲法と條約—日英通商條約
と加奈陀政府の追認—國際團體に於ける日英米の關係—移民問題の一
時的解決—日本の人類平等主義の要求は時期の問題

第十二章 米國の門戶開放政策の拋棄……………二五九—二七三

排日運動の政治的理由—米國の支那門戶開放政策—ノックスの滿洲鐵
道中立提議—日本の反對—支那革命運動に對する米國の同情—紳士協
約と排日的立法—歐洲戰亂と日本の好機—パーネット移民法案の通過
—門戶開放政策の拋棄と東亞に於ける日本の優越權承認—石井大使
の東洋モンロー主義の宣言—註解(一)米國記者マコーミックの説註解(二)
ゼンクス教授の説

第十三章 和蘭と日本……………二七四—二八四

日本の野心と歐洲戰亂勃發後の蘭領東印度諸島に於ける日本人の勢力
—蘭領諸島の富源—日本工業の保護獎勵方法—日本工業家の弱點—
日本商品の市場と支那及蘭領諸島—蘭領諸島は原料品の供給地—日本
の二大擴張派—海軍派と陸軍派との競争—蘭領諸島の經濟的戰術的價
値—汎亞細亞主義と其の危險—日本人の領土慾—英獨米の調和は蘭領

諸島保全上の利益——日本の對獨開戦の眞意——歐洲戦亂に對する英國外交政策の錯誤

第十四章 日本憲法及政治上の實權者……………二九五—三四

憲法制定問題と日本國民の不用意——政黨の組織と國會開設の豫約——政府と自由黨の提携——松隈内閣——政黨内閣の失敗——薩長の天下——立憲政治に對する政黨の功績——伊藤公と君權主義擁護と憲法草案——君主の不可侵權——君主の立法權と議會——緊急勅令——命令の種類——陸海軍統帥權——宣戰講和及條約の問題と議會——憲法上既定の歳出——外交政策と國民の沒交渉——君主と榮典及恩赦——國民の權利——信教上の自由と文武の要職——帝國議會——貴族院と衆議院——國務大臣と其責任——會計と豫算——憲法改正の手續——憲法發布の詔勅——皇室典範——閥族政治、官僚政治、軍國主義の日本——元老及軍閥の跋扈——大隈内閣の失敗——寺内内閣の前途

第十五章 平和會議と日本の要求書……………三三五—三四

日獨戦争と青島の征服——太平洋の警戒——南洋諸島の占領——獨逸は日本將來の同盟國——英國は日本將來の敵國——日本の要求は支那に對する優越權、獨領太平洋諸島、露領沿海州——聯合與國に對する日本の功績——賠償金問題——米國の非利己的參加と日本の利己的參加——日本の讓歩

第十六章 日本の元老……………三三五—三四

元老の意義及其の權力——所謂四元老——君權主義の山縣公と政黨主義の伊藤公——財政専門家たる井上侯松方侯——長岡山縣公の勢力——桂公は山縣公の兒分——薩岡松方侯の勢力——山本伯の海軍に於ける勢力——對外政策上の二大擴張政策——陸帝國主義と島帝國主義との競争——薩長權力者の對立と陸海軍問題——元老の老耄と日本の前途

目次(終)

列強間の日本問題

和蘭 前極東外交官原著

第一章 歐洲戰亂と日本の好機

今日世界に於ける最も憎むべきものは、獨逸國民であると世人は一般に正しく考へて居る、然しながら此の感想は今暫く西洋を問題の外に置き、専ら東洋——太平洋の波に洗はるゝ大陸と諸嶋嶼と——に於ける新感想を概括すれば、幾分かの變更を受くるに相違ないと思ふのである。

濠洲人間に於ては、日本人を將來の敵と看做して之を日常の話題に供し、且つ正則なる學校教育に於ても亦全然此の意を鼓吹し、早

列強間の日本問題

* 第一章 歐洲戰亂と日本の好機

晩解決を與へねばならぬものと信じて居る、日本人憎惡の念は又太平洋岸の米國諸州殊に加州に於いては最高潮に達して居る、此の憎惡心たるや太平洋岸に於いて曾て日本人の先驅たりし亞細亞人種の支那人に對して向けられたのであつた、今茲に日本歴史の一端を摘記して極東の日本人に對する一般的嫌忌の由つて來る所以を幾分明かにして見たいと思ふ。

一五七三年乃至一六一六年の四十四年間に亘つて、日本の運命は三大偉人の掌中にあつた、彼等三偉人は交互に政權の掌握に成功し其の優勢なる權力者の繼承に至りては世界歴史に稀に觀るの例である、三人共に建設的大政治家的手腕を有し、國家最高の權力を交互に掌握するに當り歴史に普通なる間隙を残さなかつた、信長秀吉及家康は日本にとつて眞の統治者であつた、而うして其の勢力の及べ

る範圍の大なるは、恐らく世界各國に其の例を求むるも得られぬものであつた、日本將來の偉大なる基礎は、彼等三人に依りて築かれたと言ふも決して誇張の言ではあるまい。

當時信長秀吉家康の三人は割據せる非愛國的なる自家中心主義の好戰的なる僧徒と封建諸侯とを粉碎し、統一的國家建設の大業を成就したのである、實戰に於いては歐洲の戰術は採用せられ、城砦さへ歐洲中世の築城法に則とり築造せられた、基督教の勢力及び教義は既に多く日本人を教化したが、之を抑壓する方法を講ずることが必要と思考された、隨て當時の日本の統治者は基督教に對する迫害至らざるなく、其勢力を全く國內より驅逐した。

信長の後繼者は秀吉である、彼は曾て信長の草履取でこそあつたが彼はナポレオンの大志と野心とを有して居つた、秀吉は四十六歳

にして覇權を握るや直に其の一五七七年信長に對して宣明せる如く九州を征服し、次いで朝鮮最後に支那をも征服して、帝國建設の大業を成就するの企圖を實現せんと試みた、『余の宿望にして成らば支那朝鮮及日本の三國は一國たるべく、余は此の宿望の全部を恰も人の掌を返すが如く、最も容易に自己の武力に依り完成すべし』とは秀吉の言であつた。

秀吉は又歐洲より冶金術を輸入し金銀の産額を増加し、以て國內の統一と海外遠征との戦費を調達するの準備を爲した、當時日本の海岸線は既に精確に測量され、明細なる日本地圖は既に作製せられ文學美術も亦等閑に付せられなかつた、秀吉は澳門、東甫塞、安南との貿易をも奨勵した。

秀吉は一五七七年の豫言に本づき、日本に於ける羅馬舊教の本據

たる九州の征服を完成した、此の時まで彼は政治上の理由に依り大諸侯との對抗を欲せず、ジエスイツト教徒を保護し却つて佛教僧徒に敵對したが、僧徒の屈服後彼は初めて佛教の保護者となつた。

既に想像せらるゝ如く、才幹ある秀吉の宗教に對する臨機應變主義は、決して彼が信仰の結果ではなく、政治上の理由が主なる原動力であつた、當時何等の後援なく、而かも熱心布教に従事せるフランス、ザヴィール一派の葡萄牙ジエスイツト教徒は、一五八〇年西班牙王フィリップ二世の葡萄牙併合に依り西班牙の臣民となり、對日貿易の盛なりし廣東灣の澳門は西班牙領の一港となり、比律賓及亞米利加西海岸の全土亦西班牙領であつた。

其頃日本の沿岸を航行し捕獲されたる西班牙の一貿易船あり、秀吉の一奉行は其の水先案内に問ふに小國西班牙が海外に廣大なる領

士を獲たるの理由を以てした、彼は何氣なく答へて曰く「國王は其の征服を欲する國に、先づ熱心なる布教師を派して土民を教化し、教化の進むに隨ひ軍隊を派遣して新基督教徒に接觸せしめて、斯くして國王は新領土に對する他の施設の實行に何等の困難を有せぬのである」と。

此の應答は逐一秀吉に通せられて愈々其の疑懼を以て的確とならしめた、秀吉は布教師を捕縛して西班牙式異端糾問を行ひ、基督教徒廿六人を殺害し、九州に於ける教會百三十七を破壊し、ジエスイツト教徒を追放した、秀吉は今や全國平定に全力を傾注するを得て頑強なる殘餘の諸侯を征服し、一五九〇年には全國遂に鎮靜に歸したるを以て、次いで多年の宿望たる朝鮮及支那遠征の計畫を實現するの自由を得、先づ朝鮮征伐を試むること前後二回に亘つた、第一

列強間の日本の問題

回は海軍劣弱のため、朝鮮半島上陸後優勢なる朝鮮海軍の爲本國との交通を遮断せられて敗退したるが、爾來有力なる海軍の完成に努力して、一五九七年には十四萬一千の大軍を派遣して半島を侵略し翌年十月三十日には薩摩武士の勇敢なる奮闘に依り秀吉は大勝利を得た、茲に於いて乎支那の征服及分割を夢想せる彼の大企圖は赫々たる成功の前途を示した、即ち朝鮮征服に依り支那側面の威嚇をなしたる彼は、斯くして北京へ進軍の通路を開いた、然しながら運命は彼を裏切り、秀吉は一五九八年九月十八日六十二歳を一期として死亡すると共に戦局は終りを告げ、休戦條約は締結されて日本軍は撤退するに至つた、若し秀吉に假すに餘命を以てせん乎、彼は獨り朝鮮支那のみに止まらず、恐らくは比律賓、蘭領東印度、濠洲及北米加州をさへ征服したかも知れぬ。

列強間の日本の問題

然るに日本の歴史は家康以來代々全然新方針を採つた、帝國主義と領土擴張主義とは放棄せられ、日本は内國中心主義となり、半世紀間の外國人との交通は全然中絶し一八五三年提督ペルリ米國艦隊を率いて來航するまで日本は歐洲人に對し鎖國主義を取つた、此の日は日本の歴史に於ける新舊日本を判つ分岐點であつた、以來歩一歩新方針を取り、舊慣舊習と舊教育の方針とを棄て、封建制度を廢し、幕府政治を抛ち、階級制度を撤し殊に武士階級の權利及特權を剝奪するなど、總て在來の慣例制度を一擲し、一轉西洋の新智識の啓發と新理想の開發とに突進した、是れ即ち所謂日本の王政復古であつて、將軍に依り奪はれたる皇帝の主權は再び皇帝に歸するに至つた時代であるのである。

信長・秀吉及家康の治下の日本は、好戰民族の特質を助長した、現

下日本の精神は其歐米の資本主義の採用に依り、物質論化せざる限り依然三大偉人時代の精神を繼承するには過ぎぬ、極東は日本を目して猶ほ秀吉の夢想を抱く者となし、濠州、支那、比律賓、蘭領東印度諸島の征服は勿論、米國に對する懸案の解決をさへ妄想して居ると認めて居る、斯の如き夢想を懷き且其一端を實現せる國民に對する恐怖は即ち朝鮮、支那、西伯利、蘭領東印度、比律賓群嶋及米國に於ける日本嫌忌の根據である、是れ即ち秀吉の武力に對する恐怖に外ならぬのである。

今や日本は其の將來の政策の選擇に當り原簿の總勘定に際して借方に記帳を要する幾多の懸案を持つて居る、即ち(一)日本は他の國民の敵意を喚起せしめたること、(二)國富貧弱にして商工業上主たる列強の競争者に比較して無能力なること、(三)主要なる原料品例へば

石炭及鐵の不足なること等である、而して萬一英國若くば米國と衝突の場合、日本は對抗の實力不足のため全く國際的孤立の悲境に陥るやも知れぬ。商業的觀察に依れば日本は將來ある國ではない、其の八分の一だけが丘陵の不利益より救はれたる平地に過ぎぬ、國民的生存を安固ならしめ且富強ならしむるには貿易の大發展に須つの外はない、然らざれば他の方法として亞細亞大陸に於ける優越權を掌握し其市場を壟斷するの一策あるのみである、日本の將來は英國の如く製造工業に左右せらるゝのであつて其製造工業の成功には平和——原料品の輸入を無制限ならしめ、輸出業者をして市場を開拓せしめ其生産品の需要を盛大ならしむる平和——が死活問題である、國民生活上及國家の發展上、斯の如く重大なる不利の位地に處して、日本人は今や此の世界戰爭の中途に於いて、其の採るべき最善

の方針を研究しつゝあるが、而も問題の答案を爲し得る者は獨り皇帝直屬の政治家の意中にあるのみである、日本は船舶の多數を維持し、新興の工業を助長しなければならぬ、日本は對支商業發展の基礎を益々増大し愈々之を利用しなければならぬ、列強が再び對支經濟戰に復活する前に、其の勢力を結合して競争者の不在中を利用しなければならぬ。日本は支那に於いて無制限の可能性を有し、日本の商業界は對支貿易上、西洋との競争に對し良好の地位と生産費の低廉との二大利益に依り、自由競争に既得の利益を維持し得るに止まらず、更に一層活動の範圍を發展し得て、是れに依りて國民經濟上の主たる弱點を償ひ得べきものなりと信じて居る、是が故に競争列強の一時的不在を利用して、日本が支那の開発に専念腐心せる所以に外ならぬ、支那市場の壟斷は實に夢想に外ならぬ、萬一此夢想

の實現せらるゝの曉あらば、貪慾列強に冠たる日本國民の飢渴は或は癒するに足るであらう。

斯く吾人は言ふものゝ支那に對して貪慾卑劣の動機を有するものとして獨り日本にのみ其責を歸せんとするものではない、公平に言へば貿易に關して列強の貪慾は決して日本に劣らぬ、日本は單に列強に倣ひ其方針を踏襲するに過ぎぬかも知れぬ、而かも日本の行動は是れ必ずしも愛他的ではない、餘儀なき境遇であるかも知れぬ。從來世界的市場として最も廣大にして且最も自由なりし支那市場が若し日本に對して閉鎖さるることあらん乎。日本の損失は蓋し挽回不可能であらう。

是に於いて乎日本は隱忍持久以て極東に於ける新生活の方法を建設するの大事業を完成することに全力を傾注して居る現状である、

列強間の日本の問題

支那は内外に對し、自己保全の爲に惡戰苦闘しなければならぬ、今日の支那は腐敗積弱及愛國心の缺乏を祖先より承繼すること既に幾百年である。今や極東覺醒の機會に際して此の桎梏を脱せずば分裂衰亡の危機に瀕するかも知れぬ、此恐るべき傾向に對し支那を援けて挽回に努力しつゝあるものが日本である。

歐米列強は支那が其國家再造の危機に最後の勝利を制し得るや否やを興味を以て注視して居る、如何なる手段を以て日本は支那を援助せんとする乎、既に支那に演現せられたる日本の行動に依つて吾人は日本が支那再造の手段方法の多岐多様なるを知るのである、曾て歐米列強が南北亞米利加、阿非利加、東西印度諸嶋、西伯利、濠洲、比律賓、印度及將來波斯及メソポタミヤ等に對して行ふべき一層不信用なる領土擴張又は併合手段たる『平和の侵入』の先例を日

列強間の日本の問題

*

本も亦支那に對して行ふべしと豫言するは是れ日本人に對し餘りに先見の明を缺くものであらう、而かも對支目的の如何に拘らず日本は終始一貫極東に於ける覇權を實際に把握し、且つ永久に維持するを對支政策の基礎とするに相違ない、而して先づ日本の當面の急務は支那に對して道德的經濟的勢力を扶植せざるを得ぬ、軍事的商業的の基礎は既に確立せられて、其の權力は既に滿洲に於いて鞏固にせられて居るのである。

極東に於ける争鬭の種たりし滿洲が日本人野心の好餌となつた、其の迂餘曲折は一言茲に摘記の價值がある、世界戦争に先ち支那の一省たる滿洲に於いては、支那は微々たる權力を擁し、二重保護の下にあつた、日露戦争の終局に際し露國人は哈爾濱以南長春に至る東清鐵道地帯の行政權を有して居つた、然かるに戰捷後長春以南は

*

日本の行政權の下に歸し、鐵道に沿ふて奉天に達し、尋いで旅順大連に及び、更に東して安東縣に達して以て朝鮮に接続した、日本人は此の地方を耕作して生産地となし、面積廣大の産業を興すに至つた、而して北滿洲一帶松花江の灌漑充分なる肥沃の土地はあるも露人は敢て顧みなかつた、故に日本は其の勢力範圍を哈爾濱に延長し鐵道沿線一帯の行政權を割讓せしむるの談判を露國との間に開いた加之從來露國の獨占たりし松花江上流の航行權も亦日本の掌中に落ちた、斯の如き割讓は一九一六年、折も折なれ内は革命勃發の煩悶去らず外は強敵獨逸との決死的苦戰の當時に於いて、日本が露國より振ぎ取つたものである、日本は此の新獲得を鞏固にし且つ之を維持するが爲めには一草も生せしむるなき迄に其の開拓に努力するであらうと、吾人は信じて疑はぬのである、蓋し哈爾濱への通路は

露國をして回復せしむると絶對不可能なるべく、永久に日本の有たるべし、歐洲戦亂は眞に日本の好機會である。

日本の鐵道所有を哈爾濱に延長することは、恰も加奈陀太平洋鐵道の重大なるに比較し得べく、双方共に沿線全土に亘る大勢力である、日本は條約に依り當然權利の伴ふ租借地帯内のみならず、堪へ難き主權侵害の行動防阻に維れ努むる支那を無視して占領せる租借地帯外の廣大なる地域に對しても、實際上絶對的權力を行使しつゝあるのである。日本人の該地方に定住するもの極めて少數であつて滿洲全土に亘つて十萬人を超へざるに、而かも日本人の保護を目的とする警察力の外に、四萬人を超過したる日本軍隊が駐屯して居る日本は支那全土に普通なる釐金税の納附を拒絶して居る、最近極東問題を研究したる米國記者フレデリック・コルマンは曰はく『滿洲に

鐵道を敷設し若くは敷設權を他國に與へ、政治借款を募り、鑛山の採掘を許し、工場設立を許し、若くは土地の商租を許すに際し、支那は此等の場合事毎に先づ日本の同意を得ざるべからず、或る米國資本家は滿洲に農業を計畫し、或る専門家は既に開墾に着手せり、日本は何等公然たる反對手段には出でざりしも陰に支那人を壓迫して事業の中止を餘儀なくせしめたり、聽て奉天近くに砂糖大根栽培のため壹千萬圓の日本の製糖會社は成立したり』と。

更に眼を轉じて山東半島及膠州灣の將來に關して一言を費したい言ふまでもなく此等は一九一四年日獨戰爭に於ける勝利の結果、日本の占領に歸したるものである、戦局の終るや日本は永久的に青島占領の意思なき旨を宣明し他日必ず支那に還附すべきを聲明した、然かも此の保證は多様の解釋を與へ得ると共に國家間に締結せられ

たる契約の一種として何時にても破棄せらるべきものである。然り既に日本の政治家は或る別種の光明を得て之を解決するの意見なりと傳へられて居る、支那の對獨宣戰、随つて獨支條約類破棄の結果獨逸は全く支那より驅逐せられ、今や日支兩國は獨逸の前に有せし權利を自由に處分し得るのみならず、平和會議に於いても日支の對獨舊義務は全く不問に附せられるであらう、換言すれば支那は對獨交戰中なるが故に山東の獨逸への還附を主張する能はず同時に其回復手段を採らざりし故を以て支那自體への回復を主張すること亦不可能なる譯である、歐洲戦争は日本の好機會である、日本は遂に山東を保留するであらう。

揚子江谷は英本國に於ける善良なる人民が支那に於ける排他的の勢力範圍と思考して居る、然るに日本は揚子江の中心地に漢冶萍煤

鐵公司を經營して多大の利益を得、其將來は最早決して貪慾の夢ではない、英國は何等の抗議もなし得ずして自己の利權を日本人に占められたのである。更に條約港及列強の確定勢力範圍外に於ける支那の他の方面に於て米國シンヂケートは延長壹千五百哩の鐵道の敷設を提議した、該鐵道は蒙古豊鎮より遙かに西域の甘肅に至るを幹線とする計畫にして、完成の曉は經濟的に大有望視せられたものであつて、何等の政治的交渉なく、全く支那開發の一事業に外ならぬのであつた、然るに日本の新聞紙は忽ち高潮し、爲に此の計畫の實現は第一回の豫備測量外に何等の進捗を見ずに了つて居る。

日本人は産業の膨脹と貿易とが、外交關係を有する國民との友誼關係維持の主たる證據であることを、素より承知して居ると共に、對支關係に於いても亦正に自然なることに勿論留意して居る筈であ

る、萬一支那の嫌惡を買ふに於いては通商貿易は漸減し、遂には杜絶の悲運に至らぬとも限らぬ。前にも既に述べたる通り『平和的侵入』併合及領土擴張は主義として論ずる迄もなく不信用なるが故に將來の對支關係の索引としては更に新主義の案出が必要であつた、日本人の如き考案上手なる民族は新主義の案出に長時日は要しなかつた、彼等は之を案出して『友誼的協力』と自稱した、一九一五年二月の日本の對支要求に依り讓渡されたるものは即ち新主義に適合すべく計畫されたるものであつて、(一)一般通商の奨励、(二)日支合辦事業主義の採用、(三)將來に於ける爭議の原因を豫防せんとする前提に基いたものであつた。

日本の要求は多種多様なりしも公文に現はれたる箇條は五項に分類せられ、其の最初の四項は山東、南滿洲、東部内蒙古及漢冶萍公

司及既に引證せし鐵道と鑛山事業とに關するものであつた、其の目的とする處は各自(一)膠洲灣より獨逸人を驅逐したる結果起れる新状態の調整(二)特に承認を経たる既得勢力範圍内に於ける租借權の延長(三)東部内蒙古開拓のため通商其地の便宜要求(四)漢冶萍公司に關する既設の日支合辦状態の確認等であつて、次に支那は何等の名目を以てするも其沿岸の港灣嶋嶼の何物をも、外國に讓渡若くは租借せしめずとの條項を附して居たのである、第五項は前掲の三主義を包括せるものであつて、(一)列國の同意を條件として南支那に鐵道敷設權の讓渡(二)日支合辦兵器廠の設立勸告(三)日本布教師傳道の承認(四)日支警察力組織の承諾等であつて、最後(五)に北京政府に對し(A)必要に際して日本人顧問の招聘(B)臺灣の對岸たる福建の沿岸には決して第三國の陸海軍の根據地を設備せしめざるの保證を要求したのである。

歐洲戰亂勃發後急遽是等の要求を提出せる日本の機敏さを見て、歐米列強は機會に乗ずる一國家を同盟國として持つて居つた事實を今更の如く悟つた、日本は列強の先占權を利用して支那共和國の霸權を掌握せんとするの假定は今や世間周知のことゝなつた、日支交渉は長期に亘り、北京政府は極端なる抗議を提出して、伶俐なる外交手腕を發揮したるが、斯くて日支の全權は前後二十五回に涉り會見せるも、何等の實際的結果を見るに至らなかつた、支那の輿論は沸騰して或は最後通牒を受くるに先だち速かに日本の要求を容るべしと言ひ、或は日本が武力に訴へて威嚇し來りたる場合にのみ屈從すべしと論じ、支那は全く孤立無援の餘儀なき破目に陥つた、此の窮境に際し援助の餘力あるものは歐米列強中に一もあるなく、支那は唯一の武力的反抗外には何等の援助を何者よりも得るの道がなかつた、

つた、果然五月六日に至り日置公使は日本の最後通牒を交付した、日本は極東平和のため且或一強國の希望を容れて最後通牒の應諾を容易ならしむる爲に滿洲及山東の地位に直接關係なき第五項を分離して、其の交渉を他日に保留することゝし、殘餘の要求に對して四十八時間以内に其の確答を要求したるが、支那は遂に屈服した、而かも斯くして支那は日本政府との最後の論結(第五項を指す)を避けたのである。

斯の如く日本は『友誼的協力』主義(所謂五箇條の下に得たる結果は日本の『友誼的協力』を説明するに足るものである)を以て昔日の不信用なる所謂『平和的侵入』、併合、領土擴張主義に代へ、其の宿望を達成するの新手段を發見せりと考へて居るのである、從來日本は屢次自繩自縛、支那の領土保全、獨立維持、門戶開放、機會均等

主義の維持を聲明したことは眞實であるが、而かも總ての條約は當事者の意見と利害とに伴ひ自由に解釋することが出来るのである。將又日本の有力者の論法に依れば、門戸開放は苟も列國の通商の許容さるゝ限り其の目的は達せられ居るものであつて、而して門戸開放主義なるものは日本の製造工業家と列國の其れとの競争を不可能ならしむる場合に於いても、決して其の特權賦與を禁止するものではない、又支那の領土保全と獨立維持とは、長期の租借權若くは支那の一部に對する特定國の閉鎖に依り破壊さるるものでないと論じて居る。

日本が其の鎖國政策を棄てたる十九世紀の中葉以來日本政府は極東霸權掌握の野心の實現に向つて迅速且つ偉大なる發達を遂げた、臺灣、朝鮮、南滿鐵道沿線地帶、獨領太平洋群島、膠州灣及支那に

於ける其他の勢力範圍は急速に奪取されて既に日本の大胃袋中に嚙下された、然かも日本は未だ滿腹に至らず、西伯利出兵問題を殘して居るが、聽て其の干涉の報酬たる果實を掻き集むるに至るであらう、日本は西伯利出兵に際し利害關係の絶無と、出兵目的貫徹の曉即時の撤兵とを聲明して居るが、今や日本人は西伯利に於ける状態の一變を認めて居る、撤兵の誓約は現下の状態に基礎を置いて居るのであるが、此の状態たるや經驗上より見れば一變することが事實らしく見えるのである、一變の結果は果して如何であらう、歐洲戦争は眞に日本の好機會である。

日本の作爲と不作爲とに拘らず、吾人は常に日本を目して軍國主義の國民と認めざるを得ぬ、日本の貴公子階級は軍國主義に充たされ、或は獨逸の其れにも増して一層優勢なるかも知れぬ、日本皇

帝は絶対君主であり、立法行政の首長であつて、皇帝は國家の主權を自己の力に依りて有し、國務大臣の進退は皇帝の意思に依り、皇帝若くは皇帝の大臣は帝國議會に法律案の通過を強要し、皇帝は絶対的神聖であつて國法上無責任であり、神權に依りて國家を統治し其の權力は二千六百年前に溯る皇統連綿の世襲的權力である、皇帝の權力と權利とを確保する日本憲法は皇帝親ら其の慈悲に依り臣民に與へたる憲法であり、親らの手工品であつて、尠くとも手工品の意味を脱し得ぬものなるが故に、憲法中の一語たりとも皇帝の承諾なくしては未來永劫變更が出来ぬのである。政體斯の如き日本の國家は決して其統治者の計畫を撤回せず飽くまで目的の貫徹に腐心努力するのである、計畫の如何は皇帝自身と其の最も親任せる顧問との外に之を知るものはない、日本元首の絶対主權を按ずるに皇帝の

意思は知るに由なく、國務大臣の意思さへも唯一の例外たる逮捕の場合を除きては窺知することは出来ぬのである、然しながら將來必要に際するや、其の政治運用の中心には多少の變更を要求する時機が必ずや來るであらう。

以上の事實は歐米列強の必ず留意を要する點であつて、日本の現在を以て將來を揣摩することは恐るべき賭博である、列強は日本問題を歐洲戦亂の終局を待つて解決し得べしと信じて居るが、而かも日本の實力は急速に躍進して居るから、此の儘に放任して拱手傍觀するに於いては、列強は臍を嚙むも及ばざるの悔を貽すに至るであらう、此の危険は實際的の危険である、若し列強が今や一般に普及せる、好人氣あり且組織的なる日本最負の宣傳、即ち列強中の日本の與國が餘りに發表に熱心なる日本最負の宣傳に安んじて熟睡し居

るに於いては、是れ一面には列強が各自の曖昧なる態度の辯明を蔽ふと共に、日本の多情性に媚びんとするものゝ外はあるまい、若し列強にして日本政治家の言説に過まられん乎、近き將來に起るべき突如たる覺醒の爲め一大窮境に陥るであらう、日本政治家の誠意と虚心坦懐とが他列強の政治家の其れに及ばぬが理由ではない、日本政治家の聲明が同一程度の信用と尊敬とを以て容認さるゝの事情にあるが理由であるが、事實より云へば日本政治家の聲明には終局の事實に對する洞察力を以て接しなければならぬ、日本現時の政體の下に在りては、其の政治家の聲明は日本國民に對する何等の効力を有するものでないのである、此の論證は後章日本憲法の題目の下に於いて更に詳述して見たいと思ふ。

第二章 東洋の覺醒

歐亞の關係に變化を生じてより既に三十年であるが、歐米列強は大戦亂のため自ら其の國力を消耗し、隨つて亞細亞の相對的勢力は自然に増大し、其の國際政治に於ける勢力を確固にするに至つたのである、若しも此の事なかりせば其の勢力の獲得は遅々たるものであつたに相違ない、斯くなつた以上は白人は今後支那日本及印度を遇するに往昔の態度を以てすることは出来ぬであらう。

亞細亞民族に對する慘酷なる待遇は——阿片の強制的賣込、香港の占領、冬宮の掠奪、大都會に於ける支那人誘拐等は事實である。歐人從來の罪惡には相違ないが、吾人は亞細亞の新行動が歐人の斯の如き政略を今後永久に阻止すべきを疑はぬ、何となれば東洋は既

に覺醒して居る、東洋の國家及び人民は白人の手段を理解し同一の武器に依りて全力を傾注して西洋に對抗し來りつゝあるのである、日本人は解して曰く『日本は歐米に對して美術品、絹布類、指物類或は祝日用裝飾品さへ供給するの文明國たるに拘らず白人は吾等を野蠻民族と看做して居る、吾人は尠くとも科學的屠牛法に於ては白人に劣らず、同時に白人は吾等日本人を文明國民として、列強會議に参加を許容して居るのである』と、『暴力の使用』是れ即ち東洋人が西洋人より學べる教訓である。日本人は更に生きたる教訓を學んで居る、何ぞや、金子堅太郎男が次の如く簡潔に記する所のものであつて實利即ち之である、男は曰く『余の米國在學の當時今の大審院判事ホルムス氏の語れる一話あり、是は歐米人と日本人との經濟的觀察點の差異を適切に説明して餘りありと余は信じたり、ホルム

ス氏は曰く『數百年前歐羅巴に十字軍と稱する運動起り、多數の瀕洲元首自ら參加し若くは王子を代派して各自の位地を維持するに努めたり、十字軍はイエルサレムに於ける基督聖地を回教徒の手より回復の目的にて基督教世界の團結せる結果として、十字軍は遂に其の目的を達したり、然るに回教徒の復歸に備ふるの策と聖墓の修復とに關して基督教各國の元首間に議論起り、問題容易に解決せざりしが、折しも英國の代表者は歸國中なりしを以て、各國の元首は此の難件解決に援助を英國に請へり』、英國は臆て答へて曰く『貴國等はイエルサレムに歓迎せらるべし、弊國は其所に儲け得る金錢を欲す』と、而してイエルサレム住民との貿易を開始したり、斯くて英國は聖地保護の戰に血を流すこと他國に比して遙かに少く、而かも貿易の開始に依つて十字軍の結果を永く收め得たるなり、是れ即ち

英人の經濟的精神にして又米人の繼承する所の精神なり』と、金子男は更に説明を加へて曰く『余は英米兩國政府の政治を深く研むるに従つて、愈々ホルムス氏の説話に含まれたる真理に印象を深くせざるを得ず、此の觀察點は我が日本に取りては新奇のものなるに拘らず、愈々此の感を深くせざるを得ず、若し日本にして基督教國たり、十字軍に参加したらば必ずや其の爲す所——管に國家の威嚴の維持に止まらず、敵を驅逐して永久の領土保持に在りしならん、英國は然らずして其の製産品を輸出して囊中を肥すことを計るべきのみ』と。(アルフレッド、ステッド編「日本人の日本」九十七頁)

亞細亞の新運動は島帝國なる日本に其の端を發した、一八六七年十月十四日に於ける政治的大革命に依り將軍慶喜の大政奉還となり所謂王政復古の新時代の幕は開かれた、是れ數世紀に亘れる將軍の

覇權は滅びて日本皇帝の絶對主權の回復を意味するものであつた、次いで武士と稱する士族階級は其の特權を犠牲とし一八七一年の詔勅は封建制度を撤廢して士族階級の優越權を廢除するに至つた、斯の如き日本人の新紀元は未だ全世界に了解されて居らぬ點もあらう國際關係の範圍外に立つ一小島國は僅かに四十年にして其の時代後れの封建時代より一躍最も發達したる資本主義に變化せる事實は、是れ英國が其の完成に數百年を費せる過程であつたのである。

歐洲式に同化するに當り驚くべき天才を發揮して急激に一大強國と變化せる日本は實に歐米國民の一大驚異となつた、此の新變化の徹底的性質の特徴と明證とは日本が大陸に自己の首府を妄想して東洋及太平洋の覇權を掌握せんとするの外何等の目的を有せざるものたるべきことは、既に日清戰爭に現れて、日本は迅速且つ完全に大

帝國を粉碎し、何等の機會をも與へなかつた。日本は歐洲式機械、新式船舶及其他の武器を採用したるが爲に、其の對敵を歐洲人が爲し得る以上に完全に破砕した、臺灣の獲得及其對岸の大陸に於ける大勢力範圍の要求及一八九五年の下ノ關平和條約に基き巨額の賠償金の支拂を保證せしめたる事實は、歐洲式訓練に依り日本の利得したる効果の如何に莫大なりしかを説明するものである。宜なり、歐洲大陸の大國民は日本の對支要求を過大なりとし、條件緩和の干涉を敢へてしたる事や、而かも日本は之に依り既に記述したる實質的報償を收めたのである。

戰役終りて三國は掠奪に成功したりと雖も、歐洲は猶ほ事の眞意を洞察する能はず、舊慣舊習に囚はれて依然日本を弱國視した、然るに日本は毫も意に介せず其の政策を把持し、徐々に而かも間斷な

く之を實現することに進んだ、歐洲人と一層親交を進むるに従つて日本人は自己の敏捷は尙ほも世評に伴はずとなし、同時に商工業に於いて克く歐米の競争者たるの能率を有せんとして歐米製品を買ひ歐米式建築に努め、又克く歐米に遊學した、而かも其の目的は唯だ歐米の智識の全部を修得し、聽て歐洲人の援助を斥け、遂に自ら擇びたる市場に於いて白人との競争を敢てするにあるのであつた。

日本が其政策の遂行のため次いで實現したる大活劇は日露戰爭であつた、一九〇四年二月の日本皇帝の對露宣戰詔勅は其の理由を説明して曰く『帝國ノ重ヲ韓國ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ズ是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラズ韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所タレハナリ然ルニ露國ハ其ノ清國トノ明約及列國ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ハラズ依然滿洲ニ占據シ益々其ノ地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ

併合セムトス若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸セン乎韓國ノ保全ハ支
持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨリ望ムベカラス故ニ朕ハ此ノ機ニ
際シ切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恒久ニ維持セムコトヲ
期ス』と、而かも日本皇帝の指摘せる如く談判は不調に終り遂に開
戦を見るに至つた。

無限の資源と精銳なる武器とに富む露國との對戦は日本の成功覺
束なしと察せられしが、歐洲政治家及研究家の此の豫想は全く外れ
て、永く西歐の恐怖たりし露西亞帝國は亞細亞に於ける比較的小國
に全敗を遂げ、茲に日本は大陸に大洋に列強の新たなる恐怖と化し
人口は朝鮮を含んで六千萬、陸海軍備は有効の極度を維持し、貿易
は良航路の延長と共に駸々乎たる發展を實現し、工業の將來は亞細
亞に止まらざる形勢を示し、一躍文明の前面に進轉し來つて、遂に

日本政治家をして英國と條約を締結せしむるに至つたのである。前
掲の英國との二條約は日本の國力發展の顯著なる證據である、蓋し
英國は三億一千五百萬の亞細亞人を支配する亞細亞の一大勢力たる
に拘らず、一九〇二年の協約を基礎とする一九〇五年及一九一一年
累次の協約を締結して以て、反つて自繩自縛するに至つた、該二協
約は一定の範圍内に於いて一九二一年を期限とする攻守同盟を約せ
るものであつて、同盟の目的は協約の前文に明示してある、曰く(一)
東部亞細亞及印度に於ける全局の平和を確保すること(二)支那の獨立
領土保全及在支各國の經濟的機會均等主義を確實にして以て、支那
に於ける列強の共通利益を維持すること(三)東部亞細亞及印度に於け
る兩締盟國の領土權を保持し、並に該地域に於ける兩締盟國の特殊
利益を防護すること。

前述の條項は日本の立場より研究すれば、或は他の秘密條約に依り補足されて居るならんとの觀察を、一層深くするのである、元來日本は印度に於ける英國の支配權維持に就き何等の利害を有せざるものであるから、之が代償として英國が何等かの方法に依り、日本に對し或る義務を負担して居ると云ふことは、疑ふ者に自然の理があつて、英國は之を公表する事を好まぬのである、然し必ずや近き將來に於いて英國が窮地に陥いることがあるであらう、日本に取つての日英同盟協約の直接の利益は、先づ英國と對等の立脚地を極東に獲べく、一度是れを獲れば日本が既に打算せる如く、艦隊其の優越の位地に進む唯一歩である、英國に取つては直接の利益は先づ東洋の海上に大艦隊を維持する必要を感せざると共に、獨逸の急速なる發展力に依りて必要視されたる戰鬪準備の艦隊の北海集中を行ひ

得るに至つたのである、加之英國は此の一舉に依つて日本の極東に於ける對露對獨及對米の利益を擁護すると共に、英國自ら日本に期待する所は、亞細亞の事件に關する米獨露三國の參加に對し、日本をして有効なる牽制運動を準備せしむるの意義に外ならぬのであつた。

之れに關聯し記憶すべき重大なる事實がある、曾て日本が五十年間に發達し既に完成せると同一の大變化が、其の速度は假令日本に及ばずとするも、其の確實さは少しも劣らず連續的に今や尨大なる支那の全領土に於いて進行しつつあると云ふことである、支那に於ける新精神の特徴は先づ韃靼の遺風たる辮髮の廢止に現れ、西洋の科學其他の學問は支那哲學及文學に代はりて研究せられ、外資は輸入せられ、海岸と内部の大都市とを聯絡する鐵道は建設せられた、

歐洲戰爭勃發以前に當つては此等鐵道の大部分は、歐洲人に依り管理運轉せられたるも、相互の大軋轢に依り、彼等外人の理事及従業員の撤退を餘儀なくせられ、支那人自ら之に代りて理事者たり技師たるの域に發展し、今や新線路の布設は全然支那人技師直轄の下に建設せられつゝあるのである、鑛業其他の産業も亦發展し、軍隊は全く歐洲式に則り徵募訓練武装せらるゝに至つた、此等の進歩的方面に進むに當り、支那人の如何に決意的なるかは、日本人より學ばんが爲め其の嫌惡に堪ふるの覺悟に依りて明白であつて、數千の支那學生は續々日本に留學するに至つた。斯くて四億の民衆——亞細亞の深刻なる或觀察者が其の眞價性格能力等の天賦の性質に關しては日本人以上の最高位に置いた、此國民は既述の結果を齎した日本人と同一の經路を今や進行しつゝあるのである。

東洋の新らしき覺醒的精神に基づき、近き將來に於いて歐米國民に對抗すべき問題と其の試験とに對し、第二の世界戰爭を避け之れを未然に防止せんとするには、不世出の大政治家を要するのである例へば日支兩國移民の米國及英領殖民地移住問題の如き難問題に對し、萬一の不幸を避けんとするには、世界的會議に於いて日支兩國の既に得たる尊嚴と位地とに適應する方法に依り、當該關係國の解決すべきものである、米國加州の外國人排斥法に具體的に現れたる排日感情は事實上經濟的基礎にあるのである、日本政府が任意的に採れる移民制限政策が一九〇六年に加奈陀移住問題の困難を能く解決せるが如く、加州移民問題も亦其の解決を見るべき筈であるが、唯だ加州立法部に何等の思慮なく好意なく、問題の真相は人種的偏頗と定時計畫的なる侵略所謂「威嚇」と兩々相待つて曖昧となつて

居る、理論に於いて排斥論は亞細亞人に懸りて居るが、實際に於いては日本人其物が排斥の目標となつて居るのである。

第二の問題で解決を要すべきものは、亞細亞の發展、就中支那の資源開發に關し歐米人は如何なる方面に行動を許さるべきかの問題である、歐米列強は何れの國も東洋に於ける通商の獨占若くは産業開發の排他的分配を受く可からざることを主張して居るが、日本人は反對に亞細亞大陸に適用すべき一稱のモンロー主義——亞細亞は亞細亞人の亞細亞なりと云ふ——を宣言するの位地に立つの準備を爲しつゝあるのである、亞細亞モンロー主義の宣言如何は勿論歐洲戰亂終局の後、米國が依然南北亞米利加に對しモンロー主義の擁護に執着するや否やに幾分依るのである、蓋し日本の政治家は米大陸モンロー主義の無視に都合よき口實を發見したるに止まらず、且米

國の歐洲戰亂參加と西伯利出兵參加とに對し、如何にして米國はモンロー主義を些の矛盾なく保持し得べきやの事情を了解せぬのである、米國將來の對敵は、米國の此等の行動を目して米國に沒交渉なる他國の内政に對する干涉なりとして銘記するの權利を有するかも知れぬ、時代後れの舊式國たる獨逸の内政改革の必要に依り、歐洲戰亂に米國を參加せしめたるウイルソン大統領の論據に對して日本人は思へらく、是は米大陸の覇權に關する大統領の將來の地位に何等の鞏固を加ふることなしと。

日本は東洋の英國である、英國の大西洋に競争者を斥けて、大西洋に於ける商權の最大部分を獲たるが如く、日本は太平洋に同一の結果を達成し得べき運命に在りと自認し、其の島帝國たる戰術的好位地は其の海軍力の強大と共に英國に劣らざるを以て、其の計畫を

完成するの能力ありと自信して居る、是れ勿論主として米國に關する問題であるが故に、吾人は東洋の島帝國と衝突すべき尙一層の原因の除却に其手腕を振ふべく、米國政治家に注意しなければならぬ。日本の亞細亞政策と亞細亞人主義とに關し再言せんに、吾人は日本人が亞細亞殊に支那の諸問題に關して、歐米の如何なる種類の參加をも絶對的に反對するものと解するを欲せないのである、斯くては問題は餘りに過大である、日本人は不合理なる國民でない、然らば此の主義に依り如何なる了解を適切なりとするか、日本の國民的政策の根本的基礎は極東霸權の掌握にあるのである、日本は歐米の放資を東洋諸國の開発の爲に歓迎するも其の勢力範圍の設定の辯解に供するの投資を許さぬであらう、此の種の投資に對する適切なる保護は、日本人自ら其の任に當るであらう、是れ即ち日本人の所謂

門戶開放、機會均等主義に對する解釋である、日本は此の如き機會に臨み此等の主義を如何に適用するやは、既に前章滿洲問題の一節に指摘したる通りである。

第三章 日本と露國との關係

日本の覺醒は十九世紀の中葉から始まつたのである、國家安全の策と信じた鎖國の夢は破れた、歐洲の一強國は既に侵入し來つて隣國となり、爲に國境紛議の生じたるを見て日本の驚愕は非常であつた、日本の覺醒に先つこと十年前、日露兩國は既に各自南北より樺太嶋の探檢に着手し、遂に境界決定の必要に迫つた、是に於いて乎一八六六年徳川政府は松平石見守を聖彼得斯堡に派遣して兩國の境界を北緯五十度に協定すべく提議せしめた、然るに談判は不調に歸せしを以て、尋いで一八六八年に至り更に満足なる解決を試みんと努めたるも、露國政府の頑強と日本の内争とに妨げられて、問題は何等の結果を見ずに了つた。

一八七二年の王政復古後、日本政府は所謂露領の樺太を二百萬圓を以て買収するの案を提議したるも、露國の應諾を得るに至らず、其後三年を経て日本は樺太全島を拋棄し、其の代償として千島群島を獲たのである、樺太問題に對して用ひたる露國の攻勢的政略は種々の他の方面にまで繼續された。斯くて日清戦争の終局に際し日本が其の戦勝の利益全部を收めんと欲するに當り、一八九五年に於ける露國の干渉は日本の多感性を傷くること多大であつた。露國は日本の豫想と違はず、獨佛二國の協力を得て、日本が其の戦利品と目したる遼東半島即ち支那大陸に於ける領土割讓の要求を拋棄せしむることを正式に要求した、而して日本は餘儀なく其の要求に屈服したのである。

露國は日本が絶へず猜疑の目標たる滿洲に對して今や攻勢的膨脹

政策を開始した、一八九六年の露支間のカシニイ條約に依り、露國は自國の鐵道に依り、北滿洲を横斷して以て、西伯利鐵道を浦鹽斯德に直通せしむるの延長計劃を立て、其の敷設權を獲得したが、更に一八九八年にはパヴロフ條約に依り哈爾濱より南滿洲を縦斷して大連及旅順に至る鐵道延長の敷設權を獲た。之れ即ち其の前年一八九七年に獲たる租借條約の成功したる結果であつて、之に依り遼東半島全部は二十五箇年間露國の統治權の下に置かるゝに至つたのである、斯の如き露國の連續的活動は、遼東半島割讓要求の撤回を餘儀なくされたる後餘りに急激に行はれたるため、日本は非常に激昂し、其の全く詐欺瞞着に罹りたるを知るに至つた。

露國の治者階級は鐵道の迅速敷設を希望し、其の促進の手段として一面にはウイッテ伯の『平和的侵入策』を益々實現し、他面には

露帝周圍の宮廷黨たるアバザ及ベゾブラゾフ等は、自己一味の私腹を肥すを目的として滿洲富源開發に對し鐵道の建設を熱望した、是に於いて乎僅々三年間に鐵道敷設を完成し、其の延長壹千六百哩に亘る全沿線には、表面團匪事件の勃發を豫期し、之に備ふるの口實の下に有力なる露軍を配置したのである。

然しながら露國の極東に於ける視線は滿洲のみに止まらなかつた朝鮮王國の支配は即ち露國が極東の位地を鞏固にする上必要視せられたのであつた、而して遂に朝鮮王を説いて朝鮮陸軍の訓練に露國士官を傭聘せしめ、同時に他の方法に依り朝鮮王の制御に腐心することが露骨になり初めた、十六世紀の往昔偉人太閤の霸權に依り日本人は既に朝鮮に對する支那の侵略に對抗したのであるが最近漸やく支那の宗主權を拋棄せしめて其の自由を全くせしむるに成功した

るに、今や日本は一層嫌疑すべき強敵の眼前に現れたるを知るに至つたのである。

露國の企てたる所は先づ馬山浦を獲、據つて以てジブラルタルの地中海に對せるが如く、日本の南門を全く支配して牢固不拔の地位を握らんとするにあつた、旅順大連既に掌中に有るに加へて、商港としても適當なる馬山浦を、更に海軍根據地として露國の獲たる曉こそ、日本の陸海軍は全く無力のものと變じたかも知れぬ、一八九四年乃至五年の日清戦役は日本に取つては朝鮮の獨立を實際の目的とした、即ち朝鮮の獨立に依り隣邦の蠶食力に對抗して、其の保護國たる一種の緩衝地帯を設けて以て、日本自體の安固を計らんとするに在つたのである、然るに露國の新行動のため日本の目的は將に水泡に歸せんとした、是れ日本に取つての最大重要事件であつて實

に死活問題であつたのである、武力と物資との二點に於いて露國の敵にあらざるを自ら認めたる日本も遂に決意宣戦し、國民は舉國一致其の動員に應じた、此の戦争たるや萬事が大成功か大失敗かの危機に立つたのである、日本にして戦敗れん乎、日本の獨立亦危機に瀕するの苦境にあつた。

露國の敗退するや、日本の態度は親露主義と一變した、戦前の日本の對露關係たるや恐怖猜忌及憎惡の甚だしきものがあつたが、此の惡感情に代ふるに、今や同情信賴及友愛を以てせんことを試みた戦勝の最初の果實たる南滿鐵道の所有を得たる日本人は、先づ露國鐵道との聯絡を調和することを考ふるに至つた、斯くして日露兩國鐵道當局者の會議は開かれ、兩國の内閣大臣間にも亦屢次會議が重ねられた、彼の日本の大政治家伊藤公がウイッテ伯の後任者たるコ

コヱトゾラと哈爾濱に會見中遭難せしも當時であつた、兩國ともに其の平和と友誼の新時代を出現すべく努力したる模様であつた、實際協調の進行は頗る速かに見へた、協約協商の締結は陸續踵を接いで實現した、即ち一九〇七年の日露協商に依り支那の獨立及領土保全、支那に於ける各國商工業の機會均等主義を承認し、一九一〇年の協商に依り滿洲の現状維持を保證し、同時に兩協約國と支那との間に滿洲の現状維持を約し、一九一一年及一九一二年の取極に依り日露兩國の懸案たる內蒙古に於ける兩國各自の勢力範圍の協定及其の第三國の攻撃に對する該勢力範圍内の協同の防備を協定した。

以上の形勢は即ち歐洲戰亂勃發當時の日露兩國の國際的地位であつた、兩國は相互に其の意見の相違を葬り、努めて明白に完全なる調和を圖つた、露國は巴爾幹に於ける其の利益の甚しく威嚇さるゝ

に至つて、餘儀なく極東計劃を忘却した、斯くの如くにして露國の歐洲擴張論者は勢ひ亞細亞擴張論者を凌ぐに至つた、是が故に歐洲戰爭の勃發に際して友誼を保てる日本は、最近の西伯利干涉の運動に至る迄依然其の友誼的關係を持続し、東洋に於ける露國領土の擁護者として軍艦、大砲、及彈藥を供給し來つたのである。

然るに革命一度び露國に起るや、日本の觀察點は一變し、敗北の露西亞、土崩瓦解の露西亞は日本に對して新なる局面となつた、爲めに日本と聯合與國との計劃は敗滅に歸せんとし、貿易上の日本の位地は未だ充分確立するに至らず、随つて英米兩國との萬一の乖離に際しては孤立の憂を除くことを得ぬのである、日本の政策は獨逸の支那及極東侵入に對する緩衝地帯として、露國が鞏固なる統一的國家たるを事實要望して居るのである、而して又日本の恐るゝ所は

土崩瓦解の露國が容易に強獨の餌食となり、其の結果獨逸は極東に於ける露國の利益を繼承するに至るやも知るべからずと云ふに在つた、露國の無政府不統一状態の繼續は遂に絶望的露國を驅つて、其の起死回生の救済策として、獨逸の保護國たることを甘受するに立ち到らしむるやも知れなかつた。

如上の點を考慮したる日本は遂に干涉の計劃に出でざるを得なかつた。日本が自國と與國との爲めに成就せんと欲する點は、日本側の出所に據れば大略次の如く記載されてある、對露干涉は過去に於ける政黨政派の關係を問はず、廣義の政策に依り凡ての愛國者を集中して勢力の中心を建設して以て祖國の再興に協力せしむるを目的として居る、隨つて此の計畫に據れば過激派は中央政府より驅逐せらるべきものと云ふに在つた、其の理由は過激派は私有財産其の他

の財産に宣戰するを唯一の目的とし、國家存在の源泉は掠奪沒取にありとするの故である、換言すれば露國は病人である、聯合與國は患者を治療する醫師と藥品とを病人の欲すると欲せざるとに關せず供給しなければならぬのである、猶ほ其の他の干涉の理由は又露國の軍事的援助の必要及世界の戦後問題解決に當り、統一的國民としての露國の協力を希望するにある、新露國は獨立波蘭、羅馬尼、新ユーゴ・スラヴ、及新チェツク・スロヴァツク國擁護の任に就かなければならぬ、獨逸勢力と實力との増進を牽制し、其の帝國主義的傾向に對して、此等の新小國を保護し得るものは、唯だ一大強國たる露西亞のみである、東洋に於ける獨逸の膨脹は、其のコーカサス及ウラル山脈を越へず、又印度と支那との境界に達せざる以前に之を牽制しなければならぬ、日本人の説に據れば、獨逸勢力の増進の

可能性及び其の結果として波斯、阿富汗斯坦、クルジャ、其の他支那西北諸省、北滿洲及東部西伯利の獨逸勢力化は極力防止しなければならぬと云ふて居る、日露兩國は境壤相接せるが故に、瓦解せる露國は日本の平和と安固と發展に對する眞に威嚇であるのである。想ふに日本の對露干涉の決定的原因は、未だ日本に依り公表せらるゝに至らず、又歐米列強に依り何等かの方法を以て暗示せらるゝに至つて居らぬが、多分一九一六年の日露新協約の事實に基くのであらう、該協約の條項は(一)日露兩國は兩締盟國の一方に對抗する何等政治上の協定若くは聯合の當事國とならざること(二)兩協約國の一方の承認せる他の一方の極東に於ける領土權又は特殊利益が侵害せらるゝ場合には、日本又は露國は、其の權利と利益の擁護防衛の爲め必要なる手段に關し、相互に協議すべしと云ふことにある、此の

日露協約は或る程度まで日英協約に類似のものである、該協約は極東に於ける日本の位地を非常に鞏固にしたると同時に、支那に於ける日本の開發をして、露國の反對を一掃したる結果甚だ容易ならしめた、此の協約が如何なる程度迄英米兩國の支那に於ける勢力を減殺せるかに至つては、殆んど測り知るべからざるものがある、日本が干涉の危険を敢てする所以は、該協約の至大至重を自認し、協約の實行を諾する政府を露國をして回復せしめんが爲に外ならぬ、此の手段に關しての他の理由には物質的性質のものもあるかも知れぬ而かも日本が其の目的に副ふべき露國政府の確立は、日本當路者の意中に嚴存することは何等疑ふべき餘地がない、而かも英米兩國が其の援助と容認とに参加することは、確かに吾人の驚愕すべきことゝ謂はなければならぬ。

第四章 日本と英國及日本の膨脹

日英間最初の外交談判は一八五三年ペルリ提督の艦隊來着に初まる所の日本の新時代の劈頭即ち一八五四年の事であつた、此の談判に依りて下田及函館の開港を取極めたのであつたが、外國人が實際に日本との通商權を得たのは一八五八年である、當時新日本の建設者は皇帝の意思に反して其の進歩的計畫を執る能はざりしが、徳川幕府の大政奉還王政復古は一時遷延を來した爲め、内政の軋轢と相待つて新政策の實行を不可能ならしめた、然れば實際の外交關係は其後尙ほ十年を経て漸く實現するに至つた、一八六八年の初、日本皇帝は有栖川親王をして、内閣總理の職に當らしめ、翌年一月外國公使に對し、以後自身國政の任に當ると共に幕府の締結に係る條約

は忠實に之を尊重すべき旨の通告を發し、一八六九年七月には帝國政府の形式確定し、正式の外務省は政府六省の一として設置せられ六年後には封建制度全く廢止せられ、諸侯及士族は年金を受け若くは公債の利息を受くることとなつた。

繼て日本政府は國家將來の進歩發展の基礎たるべき必要の施設を逐次實現するに至つた、即ち陸軍教官を和蘭より招聘せる如き、海軍兵學校を江戸に創設せる如き、製鐵所を長崎に開設せる如きは其例である、而して一八五四年和蘭の提供せる汽船觀光丸は日本最初の洋式船舶であつた、其後幾もなくして日本人自ら洋式船舶の建造を初めて試み、神祇、内務、外務、陸海軍、大藏、刑部、民部の七部より成る中央政府は組織され、地方政府は府縣に委托され、一八七三年勅令を以て武士を廢し、全國皆兵の徵兵制度を創設した、其

の前年一八七二年には全國義務教育の基礎を確定し、殆んど同時に基督教禁止の勅命は一般の制札より全く取除かれ、新曆も亦採用せられ尋いで日曜日制は實行せられ、豫算は一八七三年以來公表せられ一八七五年には元老院及大審院を設置して立法司法の區別を明かにし、一八七八年には府縣會町村會の制度は自治制確立の準備として設定せられ、尋いで一八八〇年には國家の收支を監査する會計検査院は創設せられ、一八八八年に至り十年後に帝國議會の第一回召集を約すべき旨の詔勅は發布せられた、一八八九年に至り帝國憲法、皇室典範、議院法及選舉法、會計法は公布せられ、翌一八九〇年には初めて帝國憲法の實施を見るに至つた。

此等の變化に適合せんが爲に其の經濟的生活には大革命を來した一八七二年には米國の銀行制度は慎重且迅速に調査の上採用せられ

翌年第一國立銀行は設立せられ次いで一八八二年日本銀行は創設せられて、爾來銀行紙幣發行の唯一機關となつた、各種の産業に關する株式會社は設立せられ、斯くて憲法實施の曉に至つて歐米式の採用に依る日本の進歩は殆んど完備の域に達したのである。

如上日本が歩一歩向上發展に努めたるを記憶するは、更に同一歩調を以て現れたる外交上の發展及政治的行動の眞意を了解するに必要のことであると思ふ。

極東に重大なる利害關係を有する列強中英國は日本の覺醒と鎖國主義の撤廢とに依る亞細亞の内治外交上の新局面を他列強に先んじて感知した。露國は既に十八世紀の初年極東に出沒し、千島群島の大部分を占領して日本群島の東北に接して以て、日本沿岸の航行に容易なる位地を占めたるも、露人は尙ほ之を以て満足せず樺太の占

領を企つること屢次であつた、露國の斯る侵略的行動は以上諸島駐在の日本守備兵と露兵との間に勢ひ衝突の原因を惹起した。

一八五四年露國は樺太に於ける日本の勢力の排斥を再び企て、更に五年後の一八五九年ムラヴィエフ伯は黒龍江流域を占領し、次で露支間の愛琿條約に依り成功の裏書を得たるを以て、軍艦に坐乗して江戸灣に入り、宗谷海峽を日露の境界とし、樺太全島を露領に編入するの承認を要求した。其の主張する所は露國は一八五八年の愛琿條約に依り黒龍江及太平洋沿岸一帯の割讓を支那より受けたるを以て、樺太は其の割讓地の一部に外ならずと云ふにあつた、樺太に對する日本の要求の理由は一七八〇年以來同島の開發と殖民とにあつた。露國は日本の拒絶に遇ふや、多數の移住民を樺太に送りて他日再び交渉の權利を確むることに努めた、日本は露國の攻撃的行動

を黙視するに堪へず、徳川幕府は新提案を以て松平石見守を聖彼得斯堡に派遣したが、其の結果は既に前章に述べたる如くであつた。

英國が初めて日本の外交舞臺に現はれたのは此の時以後の事である。一八六一年露國は其の侵略政策遂行の爲、日本の國防上の最大重要地點にして正に日本海の門戸たる對馬を突如として占領した、此の占領たるや何等の原因なく理由なく而して豫告なく、外交上の談判さへもなく、且又日露間の修交及通商條約締結のため、交渉以來未だ時日を経ざるに拘らず行はれたものであつた。日本は斷乎たる抗議を提出したが、露國は何の頓着もしなかつた。此の危機に際し英國艦隊現場に現はれ記憶すべき最初の對日行動を明かにした、英國は當時既に日本を友邦とし同盟とするの豫想を以て其の執るべき政策を決定して居たのである。英國艦隊は戦闘準備の下に、露兵

の即時撤退を要求した、露兵は之に服従した、日本は斯くして僅に對馬喪失の禍を免れたのである。

爾來英國の極東外交は日本の友誼を獲ることに努め、王政復古の初期既に英國の代表者は財政上の忠告を日本に與へた、是に先つこと數年、日本の政情は勤王佐幕の二黨派に分れ居たるの當時、英國はサー・ハリー・パークスを公使として日本に代表せしめて居た、同公使は聰明なる精力的外交家の好評を受けた、當時日本にはパークス以外數人の英國名士在り、何れも勤王黨に左袒し、パークス公使指導の下に佛國公使の熱心なる佐幕派援助に對峙して居つた、十二世紀以前即ち幕府創始以前には皇帝に屬せし主權を奪ひたる徳川幕府と、國際條約の締結を敢てする列強の誤れる政策には、パークス公使も一驚せざるを得なかつた、將軍は名義上皇帝の任命を受けたる

も、而も事實に於ては族長階級出身の世襲の権力者に依りて保持せられたる確定制度となつた、皇帝の副攝政として、直接に又は攝政を経て間接に、一八六八年まで——一五七三年乃至一六〇〇年間は例外にて、此の期間の統治者は將軍ではなく、信長及秀吉と云ふ武士の頭目が統治權を實際に行使した——全國の統治權を總攬したのである。

日本歴史の研究者の熟知する如く幕府の権力は十九世紀中葉以來衰退して、皇帝の権力は回復されつゝあつた、日本の先覺者は當時既に開國の必要を説き、遂に一八五五年に於けるペルリ提督の來航を迎ふるの順路を招きつゝあつた、天下の形勢の推移を察して既に鎖國政策の實際行はれ難きを信せし先覺者經世家は多く有力なる貴族であつて、其或者は進歩的政策援助のため臣下を率ゐて黨派を組

織したものである。加之幕府は修交を要請する列國に抗拒するは最早人力の爲し難きを了解するに至り、其の外人殺害の結果、一八六三年英國、翌年英米佛蘭の聯合艦隊が、鹿兒島及下ノ關を砲撃せるを目撃するに至つて、全く近世の武器を有する列強に抗戦するの有害無益を覺つたのである。

此の危急存亡の場合に際し、パークス公使が條約を確實に有効ならしむるため、日本皇帝の署名を幕府に要求するやう、外交團に勸告したのである。聽て條約批准の勅令は一八六五年十月二十三日附を以て發せられた、排外感情の緩和に有効なるは皇帝自身と外國公使とを直接契約者とせるパークス公使の此の行動に如くはなかつた是れ即ち日本の大革命に寄與せる最大進歩的手段であつた。

サー・ハリ・パークスの先見に依りて開始されたる日英修交の相互

關係を一層明かに了解せしむるには、勢ひ此等の條約及其後條約改正に關し日本の輿論を沸騰せしめたる外交上の過程に就き、一言説明を費さなければならぬ。

日本が歐米列強と締結せし通商航海條約には、開港場に於ける外國臣民の居住及其の治外法權を規定したのである、該條約には一般的に次の條項が規定されて居る。

- (一) 横濱、神戸、大阪、長崎、新潟、函館港及首府東京を外人の通商地及居住地とすること。
- (二) 治外法權の付與、即ち外國人を以て日本の司法裁判所の管轄外に置くこと。
- (三) 輸入税の賦課を最低限度に維持すること。

然るに以上の條項中、最後の二項は當然日本人に取りて甚だ異議

列強間の日本の問題

の存する所であつた。

即ち右條項の有効期間日本は均等の條件の下に基督教國民間に伍する能はず、餘儀なく劣等國の地位に甘んずるの餘儀なきに至つたのである、條約調印の當初より日本人は其の領土内に外國裁判所の存在すること及關稅の裁定に干涉を受くることは獨立自治の國家の尊嚴を傷ふの甚だしきものなりと考へた、條約に調印せるもの十八箇國であつたが、何れの國も條約改正の要求に對しては唯だ列國協調の上にて行動すべきを約したのであつた。

其後日本の條約改正の努力は二十五箇年間不成功に終つて居る。列國亦種々の動機と利害關係とに依り共通の基礎に立つを困難なりとし、先づ領事裁判制度の廢止に抗議した、其の理由とする所は曰はく、外人を日本の法權に服せしむるに反對する所以は、日本の司

列強間の日本の問題

法官は司法觀念に徹底せること歐洲裁判官に及ばざること遠く、随つて日本の裁判所は歐洲の其れの如き判例慣習を缺き、歐洲の司法行政の如き正義の完全なる保證を缺けりと云ふにあつた、然るに條約改正の叫びは益々高く、内閣は爲めに屢次更迭を來せるが、遂に英國の發議に依り、一八九四年七月十六日、ローズベリー卿と青木子とは、倫敦に於いて改正條約に署名するに至つた、茲に於いて列國亦英國の行動に倣ひて對等の新條約を締結した、斯くて日本は王政復古以來の懸案を辛うじて解決するを得たのである。

日英の友誼的關係の増進に寄與したる所の、日本外交史上苟も看過すべからざる一事がある、此の事件たるや、極東に於ける英露の利害相反するの顯著なる證據を提供したる點に於いて重大なる意義を示して居るから、以下少しく之を述べて見たい。

一八八五年露國が濟洲島を朝鮮より奪はんと企畫に原因する所謂濟洲島巨文島事件が起つた、英國は露國の行動に抗議し、其の牽制策として巨文島を占領して以て、露國をして其の計畫の抛棄を餘儀なくせしむるに成功した、英國は其の目的を達すると共に、直ちに亦巨文島の占領を抛棄したのである、勿論該事件は直接日本には何等の關係を有せざりしと雖も、而かも間接には日本を利すること多大であつた、之に依りて日本は朝鮮の將來に於ける優越なる經濟的利益、及一衣帶水の自國本土に對する外國の侵略を阻止し得べしと考へたのである。

日清戰役當時の英國は日本に對する好意的中立を維持した、一八九五年四月十七日下ノ關係約締結を以て戰亂は終局し、朝鮮の獨立は之に依りて承認され、旅順大連を包括せる遼東半島、臺灣、及澎

湖列島を日本に割讓し、二千五百萬磅の償金を日本に支拂ふべきを約し、其擔保として償金皆濟に至るまで威海衛の占領を承認した。

然るに意外の事件は意外の方面より突發し來つたのである、下ノ關係約の締結前既に露國は日本の對支講和條件に就き、歐洲列強及米國と意見の交換を開始した、三月條約の調印に先ち獨逸政府は日本に友誼的暗示を送りて曰く、日本にして萬一滿洲の地を獲るに於いては佛露二國は干涉を敢てすべしと、當時の状態を語らん乎、佛露の兩同盟國は西伯利鐵道の敷設に共同出資し、以て同鐵道の終點たるべき不凍港を、滿洲若くは朝鮮に於いて得るの宿望を持して居た、然り而して土耳其、印度、及彼斯方面に對する露國の膨脹政策は既に列強の阻害する所となりしを以て、今や方向を轉換し、太平洋方面に向つて新空氣と新光明とを求めなければならなかつた、他

面に於いて佛國は東京及安南に於ける自國利害の關係上、亞細亞に於ける自己の勢力と利害とに衝突の憂ある何れかの列強の發展に對して、一種猜忌の眼を以て之を見るの餘儀なき事情にあつたのである。

此等の事情を考慮して、露佛二國が日本の向上力を目して、極東に於ける自家計畫の障害となすことは、實際期待し得べきことであつた、是に於いて乎露國は日本が遼東半島を占領し其の築城を行ふ以前に斷乎たる行動を執るの必要を感じて、其の最も有力なる艦隊を迅速に極東に派遣し、一八九五年八月には既に其の目的地に露國艦隊の集合を見るに至つたのである、露國艦隊の此の行動は之より一箇月後即ち下ノ關係約調印後僅に六日目に現はれて、次の如き抗議の提出となつた。

『全露西亞皇帝陛下の政府は日本が支那に要求せる講和條約を見て日本の要求する遼東半島の占領は絶へず支那の首府に對する威嚇となり、同時に韓國の獨立を無實ならしめ、依つて極東永遠の平和に對する不斷の障害たるべきを考慮するに至れり、是に於いて皇帝陛下の政府は日本皇帝陛下の政府に對する誠意ある友誼の新表證として、遼東半島の永久的領有を拋棄することを勸告するものなり。』

この抗議は獨佛二國の賛成を経て提出されたのである、而かも當時の獨逸の利害の何たるに至つては曾て説明さるゝ所がなかつたが多數の日本識者は是れ獨逸の純然たる形式的參加なりとし、或は結局滿蒙に於ける獨逸貿易の迅速なる發展に鑑み、獨支の友誼を鞏固にすると云ふ丈の計畫であらうと觀察して居つた、其れは兎も角、

此の共同抗議の結果日本は餘儀なく佛獨露三大強國の壓迫に屈從した次第である。

是に於いて乎五月六日に至り日本は旅順大連及び其他の大陸に於ける領土割讓の要求を拋棄したのである、然しながら何が故に日本の外交家は干渉國より、如何なる形式若くは口實を以てするも、決して遼東半島の併合を企てざるの保證を求めなかつたか、日本外交の過失は直に明確となつた、日本が遼東半島を還附するや幾もなく露清密約は成立し、露國は其の西伯利鐵道の東部線を滿洲を縦貫して其の南端に延長するの鐵道敷設權を獲たのである、次いで佛國は遼東半島回復に盡力したる報償として支那より雲南及揚子江谷に於て利權を獲た、獨逸も亦天津市街の一部を永借するに至つたのである、斯くて此等の行動に依り三國は日本に對して否認したると同一

の利權を、今や代つて而かも支那の犠牲を以て各自の掌中に收めたのである。

一八九八年三月六日獨逸は九十九年を期間とし、山東半島に於ける膠州灣租借權を獲得したが、其後一ヶ月を経て露國太平洋艦隊は旅順の軍港に入り、孤立無援の支那をして遼東半島及其の沿岸一帯の二十五箇年租借の承諾を強要した、同時に佛國も亦東京廣東間に於ける廣州灣の租借權を獲、而して英國は九十九箇年を期限として香港對岸の支那本土の租借權、及露國の旅順に對する租借と同一の條件の下に威海衛の租借權を獲た、此租借たるや若し露國にして旅順を撤退すれば英國も亦何時にても其期限を打切るべしと云ふのであつて、換言すれば、露國の占領と對立せるものであつたのである、此の方面に於ける露國の侵略牽制を目的とせる英國の此の行動は日

本に好感を與へたること甚大である、日本は英國の他意なきこと、日本の遼東半島占領の抗議に英國の協同参加せざりし事實及英國は極東に於いて利害相反する露國に對し終始日本の利益の支持者として信頼し得べき事實を感知した、斯くて日英同盟の可能は初めて話題に上つたのである、是より先き一八九八年三月、ジョセフ・チエン・バーレンは其の日英同盟に對する希望を時の駐英日本大使加藤男に陳述した、滿鮮に於ける頑固なる露國の侵略に對し、英國は極東に於ける自國の利害關係の日本の其れと同一なるを感知したのである、英國は單に政治上の大利害を有せるに止まらず、商業上の多大なる利害關係を有せるが故に、極東の行動範圍の保護を要求したのであるから、陸海軍力たる日本の發達は直ちに英國の認識を買ふに至り英國の協力者たるの機會を贏ち得るに至つたのである、萬一亞細亞

に於ける英國の相手國及競争國が英國の位地を威嚇する場合に於いては之に對抗し、其の利益保護の任に當り、何時にても手近に活動し得るの陸海軍を擁して、英國の信頼を受くるに足るものは、日本の外にはないと云ふに在つた。

露國は其の滿洲撤退を屢次誓言せるにも拘らず、依然露國は支那に屈辱を與ふるの讓渡を頻りに強要したものである、此等の挑戰的態度は、却つて英國をして轉た急激に日英同盟熱を高からしめ、遂に一九〇二年一月三十日同盟協約は林男とランズダウン卿との間に調印さるゝに至つたのである、此の協約の前文に據れば、露國が支那及朝鮮の領土保全を侵害するに當り如何なる計畫を有せるかを示して充分である、其の文に據れば、

『大英帝國及日本帝國の兩政府は、極東に於ける現状維持と全局の

平和維持を切に希望するが故に、且支那帝國及韓帝國の獨立と領土保全との維持に特に利害を有するを以て、更に該二國內に於ける各國商工業の機會均等を得るに利害を有するを以て、茲に兩締盟國は次の各項に合意す云々。

加之該協約の第二條及第三條に據れば萬一極東に戰亂の起りたる場合、英國若くは日本は各一方の援助なくして單獨にて列強の聯合力に對して戰ふの義務なきことを、結果に於いて規定すると同時に二國以上の聯合力が英國若くは日本を攻撃する場合には、兩締盟國は聯合して第三國の攻撃を斥くべきことを約した。

露國は日英同盟の理由を充分諒解せるが如く見受けられた、而して自國の立場に就き日英兩國に疑惑を懐かしめざらんがため、佛露同盟の條項は極東に於いても等しく有効たるべき旨を、迅速に倫敦

及東京の兩政府に通告して以て日英協約に對抗したのである。

當時の極東の形勢は斷えず緊張の状態にあつた、十九世紀末に於ける支那領土占領の續出、隨つて惹起さるゝ列國外交の樽俎接衝の事實は、眞に人をして列國の意は蓋し支那の分割を決行せんとするに在るかの如く疑はしめた、問題は簡單に誰か最良の土地を強奪し得るやの一事となつた、支那は三種の疫病に堪へざるべからずとは一種の俚諺であつた、其一は太平賊として知られたる革命的動亂、二は回教徒の運動、三は『外國の惡魔』である、前の二者は既に首尾よく平定に歸し、今や外敵惡魔の難を拂ふべき時節の到來せるかに見へた、排外感情は一九〇〇年の團匪の亂によりて其の極度に達した、此の排外感情は一八九七年及九八年の列強の始めて採用したる領土的侵略によりて點火されたものである。之と關聯し團匪の一

巨魁が中外に公布したる宣言書の一節を茲に引用するの必要を感じるのである、彼曰く『彼等外人は貿易及布教の口實の下に、實は中國の領土を奪ひ、人民の衣食を掠め、更に我が聖人の道を覆すの外阿片を供給して愚民の身體を毒し、以て中國を腐敗潰滅せしめんと計る、道光以來彼等は我宮廷を脅かし、官紳を威嚇して我領土を奪ひ、金錢を詐欺し、我兒童を掠奪誘拐し、國債の山を積ましめ、所在を焼き、中國の屬國を轉覆し、上海を占領し、臺灣を荒廢せしめ強いて膠州灣を開港せしめ、今や遂に吾中國を瓜分し終らんと欲して居る』と

團匪の暴動は歐米日の聯合軍の力に依つて容易に鎮壓された、此の事たるや日本に取つて大に意義ある出來事であつた、何となれば第一には列強は其の支那に於ける遠征軍の指揮を日本に要求し國際

團體に於ける日本の新地位を即時承認したのである、斯くて日本は歐米の白人國民の何國とも同一の地位に立ち、同一の待遇を受くるの最も顯著なる確證を得たのである、第二は此の承認たるや、白人種國家民間に黃人種中の二派の識別——支那の屈辱、日本の稱揚の識別——を附したからである。而して此の日本の行動により、歐米列強は黃人種の覇權に對する日本の要求の公正なるを無意識に確立せしめたのである。

間接に云へば團匪の暴動は露國に取つては其の滿洲に於ける自國の勢力を鞏固にするの援助となつた、即ち團匪蜂起の急迫せること及露國鐵道を威嚇せることを口實として、露國は滿洲に大軍を續々輸送し、幾くもなく東三省全部の完全なる軍事占領を行つた、而かも露國の此の行動に對し英國は對抗運動を起さなかつたが、當時英

獨の間には一協約が締結せられた、該協約は正確なる文字により記載せられてある、其要に曰く、『支那の紛擾を利用して、支那及列強の利益に反し自國の利益を追求する第三國あらん乎、條約締盟國は其の利益擁護の爲め必要なる手段を執るべきを約す』と、是に於いて乎日本及其他の列強も亦支那の領土保全に考慮する處あり該協約の主義に加盟するに至つたので、一時露國は斷乎たる牽制に遭つたかの如く見えた、然しながら露國は日英米の反對を無視して、依然支那との秘密談判を續けたのである——其の談判たるや大部分は當時權力の地位にあつた、薄志弱行、收賄を維れ事とする支那政治家に支拂ひたる法外の贈賄により成立して居つたのである、露國の目的を撃退せんとする日英米三國の努力は遂に成功して、露國は多様の重大なる讓歩をなすべく説破せられた、其の結果として一九〇二年

四月二日露國政府は協商を締結し、滿洲駐屯軍の一部を六箇月以内に、他の一部を一箇年以内に、而して殘部を十八箇月以内に、滿洲より撤退すべきを約したのである、斯くて最初の六箇月は経過したが、歩兵の數箇中隊が撤退せられた丈けであつた、而かも突然全文明世界を驚駭せしめたる一の聲明は發せられた、露國は其の滿洲撤兵の條件として、更に支那に對し七箇條の新要求を提出したのである。

他に比類を求むるも困難なる外交の見世物として、露國の要求は讀者の精讀に値するのであるが、其の七箇條の要求は實に次の如きものであつた。

- 一、支那は露兵の撤退したる地方に自由港を開くべからざること
- 二、支那は北部の公務に關し露人以外の外國人を傭聘すべからざ

三、牛莊は露國行政の下に置かるべきこと。
 四、露清銀行は従前の通り關稅の徵集をなすべきこと。
 五、滿洲の衛生事務は露國の配下に行ふべきこと。
 六、滿洲に於ける支那の電柱は露國人之を使用すべきこと。
 七、滿洲の土地は決して外國に讓渡すべからざること。
 是に於いて乎列強は之に對して抗議を發したるも、而かも露國を牽制し得るに至らなかつた、露國は自國軍隊の撤退どころではない其の滿洲占領の確乎たる意思の聲明に等しき手段を取つたのである而已ならず、更に進んで露國は各般の準備を整へて、朝鮮に對して攻勢的手段を弄して自國の勢力の及ぶ範圍を鞏固にするに努力したのである。

日本は日清戰爭により、其の犠牲の報償として遼東半島を獲んとしたのであるが、露國の主働的干涉により、之を強奪されたのである、然るに今や露國が遼東半島より更に大なる滿洲を強奪せんとするを見たる日本は、遼東還附事件に於ける彼の態度に鑑み、露國の占領に對し、即刻應急の手段を執つた、斯くて露國との談判を開始し、滿鮮に於ける日露兩國各自の利益を確定すべき提議をなしたのであつた、之れにより日本は滿洲及其沿岸は其勢力範圍外とするを宣言するに同意せるに拘らず、露國は朝鮮に關する同一の無條件宣言を發するを拒絶したるため、談判は遂に破裂し、一九〇四年二月十日日本は東京に於いて宣戰を布告するに至つた。
 交戰十四箇月餘の後、一九〇五年九月五日のポーツマス條約に依り、日本は朝鮮に於いて政治、軍事、經濟上の至大の利益を有する

と共に、露國は日本が朝鮮に對して必要とする指導、保護及支配の方法に關し、決して妨害若くは干渉せざることを承認するの餘儀なきに至つた。

今や日本は朝鮮の保護權を獲たるに依りて、其の外交關係を支配し、及其の對内行政の任に京城に於ける統監をして當らしめた、一九〇七年に至り日本は其の行政權を自國に收め、一九一〇年遂に正式に朝鮮を併合し、朝鮮總督は首府京城に定住して、日本皇帝の命により、朝鮮全土に於ける陸海軍の指揮併びに全般の行政上の職權を行使する權能を附與さるゝに至つた。幾くもなくして一九〇五年八月十二日桂内閣は日英間の新交渉を終了して、日英同盟の範圍を擴張するに其の注意を轉じた、新同盟協約は其の期間を十箇年とし日英兩國は印度及極東の平和の維持に努むるのみならず、支那の獨

立と領土保全とを支持すべきを約した、該協約は一九一一年に至り更に其期限を十箇年と改訂された。

日英同盟協約の條項は一九一一年の改訂に依り根本的變更を見るに至つた、新協約には次の條項が含まれて居る『兩締盟國の一方が第三國と總括的仲裁々判條約を締結したる場合には、本協約は該仲裁々判條約の有効に存續する限り、右第三國と交戦の義務を締盟國に負はしむることなし』此の條項は英國の要求によつて挿入されたものであつて、萬一日米の國交斷絶の場合、英米間に起り得べき紛擾を避くるの目的であつた、其後英米兩國時局の正則なる進行に伴ひ、一九一五年總括的仲裁々判條約を兩英語國民間に締結するに至つたのである。

改訂同盟協約の弱點を感知して、日本は一時露國に向ひ、遂に支

*

那の領土保全に關する日露兩國の更に進んだる計劃を相互に援助するの協商を結ぶに至つたのである、其後該協商は時局の發展に伴ひ二協約に包括さるゝに至つた、一九一二年七月の第二次協約に依り蒙古に於ける兩國各自の勢力範圍を規定し、且第三國の攻撃を受けたる場合には日露兩國協同して其の勢力範圍の防禦に任ずるの保證をなすに至つた、此の協約の調印に依りて、日本は極東に於ける自國の膨脹政策上に有力なる援助を獲るの結果となり、支那北方藩部の分割計劃に對する干渉を前知するの目的にて成立したる日露の新協約は、實際に於いて日英同盟協約に代つたものであつて、極東に於ける日本は之に依り自國の運命の支配者たることを從來よりは一層鞏固にしたのである。

斯くして日露兩國は相互の利益を満足せしむると共に、一舉にし

*

て極東に於ける完全なる指揮權を得、列強の干渉に對し自由の位地を得た、日露兩國がポーツマス條約によりて、日露兩國は支那が滿洲の商工業を發達せしめんが爲め列國に共通する一般の措置を執るに方り之を阻止せざること、又滿洲に於ける各自の鐵道を商工業の目的に限り經營し、決して軍事上の目的に之を經營せざらざることを相互に保證せるに拘らず、列強は之が違犯に對し留意するに至つた、日露兩國はポーツマス條約を一片の反古と看做して、滿洲の主權を支那に回復すべきこと、及其の領土より兩國ともに完全に撤兵すべきことの明示的保證を不問に附して居るのである、支那の犠牲に依りて日露の膨脹を目的とする斯の如き不信に唯々服従せる列強は、其の惡魔の慾望に一任したものであらう、日本膨脹の避け難き事實に對し、英米佛三國は今や自國の最大利益の危機に當りて自國の損

失又は犠牲を拂ふよりは、今や寧ろ支那の未開の領土を犠牲に供せしむることの得策なるを臆断するに至つたのである。

列強政治上の角逐は過去二十年間に變則の變遷を來し、就中支那に對する列國の態度の變化は、特に注目の價值がある、一九〇一年露國の滿洲協約なるものは、世界の平和に對する威嚇の可能的禍根たり、同時に一九〇二年の日英同盟の眞因たるべしと思考された、其の理由とする所は、ランズダウン卿が露國大使に對して通知したる所に據れば『該滿洲協約は支那の領土内に於ける鐵道建設の擴張及軍隊の整理に關する支那の權利に制限を加へたものである』と云ふにあつた。

然るに十年後に至つて英米兩國は、滿洲の開発を目的とする英米資本家と支那との鐵道協商を否認せる日露の態度を默認し、且日露

協商を承認するに至つたのである、其の協商の條項中には『將來支那が國防に對し自國の注意を傾倒すべき國力の均衡を十分回復するに至るも、大軍隊の建設を許容せしむべからず』との一箇條が聲明してあるのである。

第五章 日露戦争後の極東に於ける

日露兩國の位地

日露戦争終局當時より歐洲大亂勃發に至るまで、極東に於ける政治上の事變は屢次危機を惹起せしめたるに依り、日本は英國との友誼關係維持の希望を大に増進するに努め、其の結果日本は一九一一年の協約と實質上同一の條件を以て、今一回日英同盟を更新するに至つたのである。

一八九四年日本は朝鮮に於ける支那の勢力を驅逐し、自ら之れに取つて代らんがため日清戦争を斷行したのである、其後露國が一時に東方へ膨脹の歩を進め、曾て日本が支那をして餘儀なく拋棄せしめたる朝鮮に臨まんとするや、日本は又復た奮起し、露國が支那よ

り遼東半島の租借地を獲得するや、日本は露國の此の侵略的行動に對抗する爲には如何なる犠牲をも辭せずと決意し、遂に前章に記述したる通り、日露の開戦となつたのである、然しながら以上の事變は決して未だ極東に於ける日本問題の全部を解決したる譯ではなかつた、實戦に於ては敗北したるも外交戦に於てはポーツマス講和條約に勝利を得たる露國は、未だ日本の決して看過し得ざるものであつた、實際日本はポーツマス條約の結果露國より一寸の領地一錢の償金をも受け得なかつたのである。

一目地圖に瞭然たるが如く、露國は日本海、韃靼海峽及オコック海を境界とする廣大なる領土を極東に有して居る、黒龍江は其の北方を流れて黒龍灣に注いで居るが、充分船舶の航行に堪へて居る、浦鹽斯德は沿海洲の最南端に位して居るが、此所に露國は其の遠大

なる鐵道計畫に依り、極東政策の再造を圖つて居る、日本の爲めには疑惑の種ではあるが而かも露國の極東政策に關する信念は一見何等の動搖もないのである、露國は其の支那に於ける陰謀に依り獲得したりし遼東半島の出口たるべき港灣より追ひ返されて、日本の武力に依り北滿洲に撃退されたのである、活動不斷なる露國は今やポーツマス條約の調印終るや否や、太平洋への進出を新規の方法に依りて企て初めたのである、過去三百年間に亘つて露國の極東計畫は屢次壓迫を受けたが、然し露國は無頓着に邁進して來た、曾て露國が滿洲に於いて受けたる一時的頓挫の如きは、太平洋に出口を求むる自國の大運動に依りて回復し得べきことを證明せんが爲めに、今や突進しつゝあつたのである。

先づ極東に於ける鐵道の現状を觀察して見たい、露國は其の西伯

利鐵道を以て最も確實なる領有として滿洲里に達せしめて居る、其の滿洲里の名稱は尨大なる滿洲の西境に在るに因んだのである、此の地點より滿洲を横斷して東清鐵道に接續し、更に露支國境なるプリマルスカヤに至つて西伯利鐵道線に合し、東に走つて浦鹽斯徳を終點として居る、東清鐵道は又哈爾賓より南下して旅順大連に達して居る、勿論滿洲里を終點とする西伯利鐵道と等しく露國の所有線である。黒龍鐵道は既に工事に着手し、其一部は既に完成を見て、ハバロフスクに於いて烏蘇里鐵道と連絡の完成する曉には、ハバロフスクと浦鹽斯徳とは接続し、浦鹽斯徳は終點となり、露領全土との交通は完成するに至るのである、戦術上の理由に依り、豫定線は遙か黒龍江の北方にまで及び、鐵道全線の延長壹千參百哩、ゼーヤブレア、アルハラ及大黒龍江の諸河を横ぎるに至る筈である、黒龍

鐵道の重要なるは即ち聖彼得斯堡及莫斯科より極東に達する六千哩餘に亘り、其の全露の交通線を完成するに必要な連鎖を供するの點にある、多數の支線は西伯利鐵道幹線を以て東清鐵道に連絡し、遂には黒龍江口の商業的大價値あるニコラエフスクに達せしむるの計劃である。

他日極東の爭覇戰に於いて黒龍江鐵道の使命は極めて偉大なるものであらう、ポーツマス條約に依れば日露兩國とも其の滿洲鐵道を軍隊若くは軍需品の輸送に使用し能はざる筈である、此の條項は萬一國交の斷絶に際しては價値なかるべきも而かも若し露國が滿洲鐵道使用の不可能なる状態の生ずるに當つて露國は乃ち其の黒龍江鐵道の西伯利鐵道及び其の他の露領全線と連絡せるを利用する筈であらう。

是に於いて乎、露國の地位は次の如く觀察することが出来る、日露戰爭は南滿洲に於ける露國の權利を奪取したが、而かも尙ほ露國は北滿洲の權利を保留し、之に依りて浦鹽斯德即ち太平洋に於ける出口を有すると同時に、碎氷船を利用して四季船舶の出入を自由に行ふて居る、西伯利鐵道の本線は支那領土の大面積を通過して居る加之此の鐵道の所有權に關しては從來疑問であつたけれども、尙ほ今日にては該線路及其沿線地帯は日本及び列強との調和の存續する限り、露國は其の所有を維持するのである、換言すれば露國は大戦に大敗後と雖も一層の權威を以て其の海岸に達する重要な線路を保留して居る、是に依り日本の滿洲線は直接露國線の北部に聯絡し其の唯一の出口は露國鐵道に依り露國領土を通過して初めて得らるるに過ぎぬのである。

極東に於ける鐵道の状態を以上の記述に依り考察すれば、露國は日本の通路を全然横斷して居ることが明瞭であるに相違ない、勿論鞏固なる露國政府の回復と其の國家の再造とを豫期して考ふれば、露國の極東に於ける地位は多方面に於いて倍舊の鞏固を加へて居る露國が現在の所有は即ち露國の領土たるに相違なく、他國の之を奪取するは蓋し露國領土内の露國を征服するにあらずんば不可能のことである、露國も今は隣國の侵略を息め、其の新鐵道の完成を俟つて利用するの曉には、正に極東に於いて過去に倍するの恐怖すべきものとなるであらう、日本は既に此の事實を豫知してをる、日本の西伯利干涉の理由を求むれば、其の真相は極東に於ける露國の新鐵道線路の戰術的價值を研究し、更に日本が自國の國境に接近して、有力なる侵略的隣國を有するに關して、日本の決然たる反對の態度に出づべしとの觀察は、事實を得たものであらう。

萬一日本が浦鹽斯德及ハバロフスクに至る鐵道を包括せる沿海洲の南部の支配權を獲るに至らば、日本は決して最強力の壓迫を受くる場合の外該地方を拋棄せぬであらうと云ふことは、日本が世界的勢力となつた以後の極東に於ける事件を精細に研究すれば、何人も信ずる事が出来るのである。

前述の日本の西伯利干涉の理由は決して第三章に於いて述べたる理論と何等前後撞着するものではない、日本の干涉は露國に於ける鞏固なる政府回復の冀望に鼓吹せられて居るのである、日本は此の新政府に對し一九一六年の日露協約の條項に依り兩國家間に支那を分割し、以て外國の干涉に對抗せんとするに外ならぬのであつて、其の目的を遂行せんとするに當り、日本は露國の援助に信頼するを

可能なりとして居るのである。

露國に對する日本の明白に前後撞着せる二箇の態度、即ち太平洋方面に於ける露國の發展に對する日本の反對、支那分割に對する日露兩國の分配冀望、此兩者を調和せんとするには極東に於ける露領沿海洲の海岸は直接日本島嶼の北部と南半の日本領たる樺太嶋とに相對せるの事實を想起しなければならぬ、露西亞大陸と日本とは唯だ日本海に依り分離されて居るのみであつて、其の距離はアントワープ又はロツテルダムの倫敦市と相離る如きに過ぎぬのである、而して戰術上日本のため其の重要な位地たるは恰もシエルト、萊因の兩河の河口が英國にとつて重要なるに等しき程度にある、東亞に於ける日本海は西歐に於ける北海の如く、常に島帝國が如何に高價なる犠牲を拂ふに拘らず、大陸に於ける強大なる陸海軍を有する競争

國の侵略に對し極力防禦しなければならぬ、恰も英國が白耳義若くは和蘭に於いて獨逸を隣國とするに堪へざる如く、日本も亦沿海洲に於いて露國を隣國とするには堪へない、而かも他面に於いては日本は露國の支那に於ける膨脹に對しては何等の異議なく、却つて之に同情し、或は進んで沿海洲の喪失に對する報償として援助を與ふるかも知れぬ、將又日本は支那に於て何等かの權利を有するもの自國及露國以外にあるなしと固く信じて居るのである。日本は露國を目して亞細亞的勢力とするも他の列強は其領土を亞細亞に保留するに拘らず決して亞細亞的勢力ではなく、又亞細亞に屬して居らぬとして居る。非亞細亞的列強の支那問題に對する干渉は、有らゆる犠牲を拂つて防阻するのが依然日本の確固不動なる政策たるは、恰も日本海より露國を排斥するの政策と等差なきものに外ならぬのであ

る。

西洋人には不思議に聞えるが、東洋人は他の眼光を以て世界を見て居る、東洋には『白禍』と云ふものがある、恰も西洋に『黄禍』のあると同意味である、例へば日本若くは支那が他日突然佛蘭西、西班牙若くは葡萄牙に勢力範囲を擴張するの考慮を起したりと想像せよ、全歐米列強は擧つて日本及支那に對し蹶起するの策に出でぬであらうか、然り日本及支那も亦自負的國民である、彼等は歐米人に比し更に一層古き文明を有して、而かも從來外國の干涉に抗し得ざりし所以は、唯だ其の物質力の缺けたるに依るのみであつた、然るに今や此の物質力は着々備はらんとしつゝあれば、其の充實するの曉こそ勢力範囲を亞細亞に有せる西歐人の一大恐怖となるに相違ないのである。

列強間の日本の問題

列強間の日本の問題

米國青年は其の學校の課目に於いて一八五三年ペルリ提督の訪問當時、日本は蹂躪されたる未開の野蠻民族なりしこと、及提督の訪問は無智の島國人の爲めに西歐の文明國民と交通し通商するの慶福に導く所の、喜ばしき出來事として歓迎されたることを信すべく教へられて居る、日本には當時既に先覺者あり開國論を主張したのであるが、而かも其理由たるや開國反對の結果、歐人の優等なる物質力の發揮となり、日本が彼等の隷屬に陥るべしと云ふの杞憂に存したのであつた、日本人は開國を強要せられたる新らしき冒險より來る歡喜に關しては何等夢想だもしなかつた、彼等は全く在來の生活に満足し、決して米國の教科書にあるが如く無智蒙昧の野蠻民ではなかつた、當時の日本の文明程度を知らんと欲せば、一八五八年日本の西洋化されんとする當初に於いて發表されたるエルヂン卿の次

第五章 日露戦争後の極東に於ける日露兩國の地位
 の如き觀察を見たいと思ふ。

「大體に就いて云へば余が曾て試みし旅行中の余の最も興味ある旅行なりき、彼等日本人の生活には何等不足のものなく、其の欣然たる而かも禮節ある行爲、我英國にて鉅額の經費を以て得たる萬事の整頓、國內熱帶的の鬱蒼等、是れ全く余の想像を越えたる事實なるを感ず、更に其の社會的道德的の二面に於いても、其の物質的美觀に劣らず余を一驚せしめたるを余は公言せざるを得ざるなり、住民は上皇帝(皇帝は決して其の宮城を出でず)より下賤民に至るまで、彼等の日常は法律及習慣に依りて制定されたる嚴格なる規則慣例の下に生活して居る、政府には多數の奉行代官あり、就中一種の間諜換言すれば檢察官(此の職務の執行には何等の秘密なし)亦數多ありて、各個人の日常の行動を細密に調査す、而かも該制度は或は人の想像

するが如く決して人民に煩累を感せしむる制度に非ざるなり、日本人は皆概して此の制定を以て各自に一定の軌道に従つて行動すべきが爲に最も當然なるものと信じたるやう見ゆ、官吏は孰れも兩刀を帶するも其用途は自らの切腹の際に限らるゝを以て何等階級外の嫌疑を招くことなし、余の通譯人は米國總領事より假りたる和蘭人なるが、彼は日本滞在の二年間に於いて未だ曾て日本人の怒れるを見ず、又兩親の其の子女を毆打するをも見たることなしと言へり、蓋し善良の性質の無限の氛圍氣が日本人の社會に普及したりと見ゆ、彼我の談判に於いて粗暴の態度に陥らんとするに際し、余は談笑を以て能く事を了するの例なりき、昨日外務當局との正式の會見に於て、小遊船授受協定に就き彼等は余に請求するに條約中の或る條項の談判に、委員以外の役人(多分檢察官ならん)の列席を許可せんこと

列強間の日本問題

を以てしたり、此の提言を慎重に取扱ふこと暫時の後尙ほ日本委員等の満足を得ざりしが故に、余は直ちに事を決すべく、笑ひながら言つて曰く、既に談判は一人に對し六人の多數なり、此れ以上の利益は希望せらるゝと勿れど、余の此の一言のため彼等も亦微笑を催ふし、且つ謝辭を述べて最早檢察官云々を談するものなかりき、昨日午後條約中の或る條項の審議に就き、日本委員との會見に於いて余は彼等の執務の態度に満足せり、質問及抗議をなすに秩序よく而かも些の似而非理窟を並べ、若くば好みて難問を提出するが如きことなかりき。(中畧) 各階級を通じて奢侈なく誇張なし、宮廷に於いても寶石類又は金屬を飾ることなく、唯だ貴族は莊麗なる邸宅を有し、多數の従者を隨ふのみ、全然神權的の政府、全然忠誠なる人民、全然自給自足なる社會、内外の全き平和、階級間に慾望なく又惡意

列強間の日本問題

なきこと、是等の現象は即ち外人及外國貿易に對する鎖國主義時代の二百年を経たる後、一八五八年に於いて余が目撃したる日本なりとす、二十年後の日本は果して如何なる變化の對象起るべきか、余は支那歸任を考ふるに當つて一種の恐怖を感ず、余の日本旅行は亞細亞に對する使命の沙漠に於ける一點の綠地なりき、(中畧) 余等は再び支那海に突入しつゝあり、嫌惡すべき東亞に着して以來、去るに臨んで幾分遺憾の念を以てせる、唯一の日本と告別しつゝあり。(中畧) 非常なる日本の外觀上の優美、稀有なる道德上及社會上の美的現象、此の好感は余の最も忘るゝ能はざる所のものなり、人若し大名の位地に在らば必ずしも惡からずと思はる、其二三百萬の服従せる臣下は、奴隸にあらざるが故に適材を適所に置かれて何等の杆格を生せることなし』と。

翻つて今一應黒龍鐵道計畫に就いて述べんに、黒龍鐵道の建設は戦術上の必要に基きたるの趣旨が、露骨に國防會議の委員たるエム・サヴィチに依りて露國國會に報告されて居る、曰く、『吾々委員會は全會一致を以て黒龍鐵道の建設に何等の猶豫なく着手すべく、其の完成は一九一二年以前若くは同年中に期すべきの議を決したり、同時に吾人は第二線をも敷設せざるべからず、何となれば極東の戦術的及政治的地位は戦後多少變化し來り、即ち吾が隣邦は其の對露計畫を進めつゝあるのみならず、其の兵力の増進に汲々たる現状なるが故なり、日支の兵力は果して何國を假想敵として武装しつゝあるや、是れ素より吾人の關知せざる所なりと雖も、而かも何は兎もあれ日支は武装しつゝあり、而して吾人の綜合する所に依れば、日本の戰闘準備の計畫は、一九一二年に全然完成を見るの順序に成り居

れり』と。

露國の憂慮を了解せんと欲すれば、浦鹽斯德は極東に於ける唯一の出口として獨り存在して居ることを了解するの必要がある、一度該地方に於いて戦争勃發するに至らば、浦鹽斯德は一九〇四年及五年に於ける旅順と同様の戦術的重要の位地を占むるに相違ない、浦鹽斯德は露國の海軍根據地となるに相違ない、而かも是れ日本の容易に封鎖し得べく、且冬期は僅に碎氷船に依りて辛くも出入し得る根據地たるに過ぎぬ、有効なる陸上交通の便なくんば浦鹽斯德は容易に敵の手中に落つべき運命にあるに相違ない、而して降伏は即ち豊饒の耕作地たる背面地の喪失を意味するの外なからう。

露國の地位に對する危険なる他の要素は漁業權である、此の權利たるや、ポーツマス條約に依り、露領日本海、オコック海及ペーリ

ング海の露國所領の沿岸を、日本人の漁業上に讓渡したるものであつて、之に依り此の地方に於ける日本人の勢力を増大するに至つた朝鮮の領有に依り日本は露國領土内に侵入し得るの境土を獲た、更に進んでは朝鮮の海岸に海軍根據地を設け得べく、而かも之れ浦鹽斯德より僅かに數時間内に出動し得べきの距離に在る、加之、沿海洲の東北海岸に密接に並行せる日本領樺太の接近は、以て日本の對露攻撃に對し有力なる根據地を提供して居るのである。

露國の態度を正當ならしむる爲に尙ほ考慮すべきものがある、一九〇五年の講和談判に際し日本の全權小村男が事情止み難きの故を以て承諾したる讓歩の結果、日本の輿論は憤慨の極に達した、嘗に賠償金の支拂を受け得ざりしのみならず、輿論の最も高唱せる要求——沿海洲の割讓若くは浦鹽斯德の武装撤廢の要求亦容れられず、

日本は餘儀なく自國の爲に朝鮮問題のみを解決して満足するの窮地に陥つた、當時小村男及日本政府の熟知する所に關し、日本の輿論は全く無知識であつたのである、即ち當時の日本は財政的に疲弊を極め、歐米列強は純然たる領土擴張を目的とする戦争に對し、公債の應募を拒絶したのである。露國大使ウイッテは此の日本の弱點を握つて動かす、日本全權は深く懊惱憤慨して平和會議より歸國せしむ、必要は一時平和を兩國に強要した、而かも其の目的より永遠に撃退されたりとの感想は、日本人の腦中に決して銘記して居らなかつたと云ふことは、吾人の確信する所である、否歴史は其れを繰返すであらう、一八九五年日本が支那より遼東半島割讓を現實に受けた際に三國干涉のため之を還附せると同様に、日本は又々彼等獨佛露の干涉に遇つて黙認し、機會の到來を待つて居た、機會は遂に到

來した。舊來の要求は悉く得られ、更に多くの利権は眼前に横へられて居る、滿洲問題に就いては日本は其の要求貫徹のため再戦を塔したのであつた、之に反して浦鹽斯德沿海洲問題に關しては、目下の形勢蓋し之れウイルソン、ロイド・ジョーヂ及ポアンカレイの敬意に依り、戦利品として日本に交付せらるべき假定が殆んど保證せらるゝやうである。

第六章 日本と支那及黄人種の覇權

歐米列強が支那との交通を開始する以前の支那人は、世界とは即ち支那にして唯だ半野蠻の國々に依り圍繞せられ、此等の國々は支那の天子の威徳に對し、甘んじて朝貢したるに過ぎぬものと思ふて居たのである、又中世紀の日本人は終始支那の沿岸を掠奪する海賊の一種であると支那人は考へて居たとのことである、僅に二十四五年前、日清戦争に際して南部諸省は之れ唯だ北部諸省に隸屬する單純の事變なりとして之を看過して居つた、然れば廣東の官憲は日本が誤つて捕獲せりとの理由に依り、其の巡邏船の還附を日本に要求せるに至つたのである、實際支那國民は記憶すべからざる古代より日本人を目して劣等人種と看做して居つた、此の感情は日清戦争以

後何等の著しき變更を見なかつた、蓋し尨大なる支那帝國は直隸灣に瀕する小地域さへ没却して居つたからである、日本が團匪鎮壓に對し主動的行動を演じて以來、初めて支那人の腦中に日本人の印象を留めたのである、北京城内の占領及兩宮の蒙塵に依り支那帝國は其の歴史に於ける最大屈辱を受け、加之其の平生嫌惡し輕蔑せる所の日本人が攻撃者たり勝利者たり、就中歐人と伍して遜色なき事實に接しては、支那人の感ずる耻辱の念は一層深刻であつたのである、何たる支那人の屈辱であつて、何たる日本人の得意であつたか、五年前には戦利品中の最大價值を、日本人を猶劣等視したる露佛獨三國の命に依り已むなく拋棄し、戰捷の誇は支那人の前に粉碎されたる當時の日本の位地とは如何なる變化であつたか、彼の三國は今や此の日本と伍し、日本を對等に待遇して共同の動作に出たるに反し

支那を尙ほ依然劣等人視して居つた、斯の如くにして歐米の白人國民との共同動作に依り、日本は黄人種に超越したる優勝の位地に登ぼされた、此の時以來日本は亞細亞大陸の代表者たるべき國民となつたことを感知した、既に此の高慢なる位地に即きたる日本は、更に次の三事變に依り、亞細亞大陸の代表者として轉た勇氣を倍したのである、次の三事件とは第一日露戦争と其の勝利、第二支那の宗主權下に隸屬したりし朝鮮の併合、第三日英同盟協約の締結それである。

次いで歐洲大亂は勃發し、日本の好機は到來した、普通の状態に於いては日本は列強環視の下、其の對支政策に覆面の必要と、自己節制の必要とを認めたが、今や列強自ら其の死活的な戦争に全力を傾注し、極東を顧るの暇なく、日本は其の聯合與國となりて貴重な

る任務を遂行しつゝあるので、日本の對支政策に對する列強の干渉の如きは、日本の問題外とせる所である。

第一着手として獨逸は山東より驅逐されなければならぬ、日本は同盟國なる英國の勸告に依り、豫ての企劃を今や義務として遂行すべきの有利なる地位に立つに至つた、獨逸の損失は日本の利益たるべしと云ふ誤解は聯合國も多少懐いたものであるが、日本は將に來らんとする猜疑心を大隈首相の努力に依りて一掃した、侯は曰く『日本は領土的野心を有せず、參戰は日本の正當なる利益の擁護以外に目的なし、日本は何等爲にする動機を有せざるのみならず、支那及他國人民の所有物の何物をも掠奪するの意思なし』と、極東其後の事變を豫想するに際し、日本が最近の西伯利干涉に對し、日本より列強に致したる同一の保證を世界をして想起せしむるとは、必

ずしも機宜を失したることではあるまい。

さて極東に發生したる事實を見るに、青島及山東半島より獨逸人の驅逐されたる後、直ちに支那政府は其の行政權の回復を計らんと企圖した、然るに此の事たるや日本が税關吏及地方行政官を任命したるに依り、並に獨支の私設會社に屬せし山東鐵道及其他の財産を占領したるに依り、支那の計畫は阻止せられ、日本は嚴に山東半島を戦利品として處分した、前藏相阪谷男は山東の處分と開發のため、日本は青島に民政を布くべきことを多數の賛成を得て聲明し日本政府に此の事を勸告した、他の代表的有力者にして同一の言説を爲す者も亦多かつた、獨逸人は日本人をして自己に代らしめて、自己は山東より驅逐されたと云ふ事が明瞭になつたのである。

此の事たるや一九一五年一月十八日に於ける大評判の日本の對支

要求、即ち更に一層苛酷なる要求を含みたる所謂五項目を以て明確になつたのである、其の項目は其の承認を受くるまで、秘密に附さるべきものであつて、右秘密漏泄に對し苛酷なる罰則を添付したる該要求は吾人が既に述べたる如く、若干の修正は施されたるも、而かも其の主要條件には何等の變更を見ず、今や日本の壓迫に依り、支那より讓渡せられたのである。

之に關聯し日本の要求に對し支那の承認を経たる該項目に就き一層精細に解説する必要があると思ふ、該要求の主要なるものは山東に關するものであつて、之れに依り日本は獨逸が山東に於いて有せし凡ての權利、特權、權力を繼承したのである、換言すれば支那の最富有の一省たる山東は結果に於いて日本の一省となつたのである。

山東占領が日本に取つての非常なる意義は、地圖其物の明かに示

す所であらう、日本は既に旅順、大連を包括せる遼東半島を領有したれば、今や山東の獲得は直隸灣の入口の兩門戸を支配し、事實上に於いて直隸灣自體を支配して居る、猶ほ天津に至る海路更に北京に達する通路を支配して居る、即ち日本は今や支那の首都を完全に自己の支配權の下に握つて居る譯である。

該要求に依り承認を経たる結果、日本の獲得したる其他の利益は次の如きものである、即ち南滿洲に於いては警察權の支配力、借款及鐵道借款取捨の自由を包括せる疑なき支配權を行使することである、東部及内蒙古に於いては日本の保護權設定せられて支那が租税を擔保として何種かの借款又は鐵道借款を爲さんとする場合には、先づ日本に協議すべきこと、又條約港を新に開く場合に於いても亦同然なることである、支那が外人顧問の招聘を要するに際しては最

先に日本人を傭聘すべきこと、武器又は其の他の需要品は日本より購入すること、又其の製造に當りて支那國內に兵器廠を日本と協同して設置すること、臺灣の對岸たる福建省に於いては支那は外國に造船所、貯炭所等の設置を許さず、又は同一の事業に對し日本以外の外國へ讓渡せざることを、又外資に依る何等の私設事業をも許さざること等であつた。

既に述べたる如く日本の該要求は所謂五項目に分類せられ、其の最初の四項は最後に支那の承諾を得たのである、吾人は其の第五項に就いて茲に一言しなければならぬ、第五項は支那の強硬なる抗議に遇ひ、日本は其の要求を固執しなかつた、然しながら之に關聯して吾人の記憶に存すべき最も重要なことは、此の第五項は全く撤回されたのでなく、唯だ將來の考慮に對し延期せられたと云ふに止

まつて居る。即ち此は猶ほ現實的のものであつて其の復活は『爾後の條件』に依りて定まるものである、即ち『未必的要求』と見ることが正當であると思ふ。

此等の『未必的要求』は滿蒙に關するものと全然其の實質的性質を異にして居る、其の理由たるや餘儀なき經濟的必要、若くは食料問題より來る人口の壓迫にあらずして、全く政治上の野心より來るものである。此の野心たるや極東帝國建設の妄想であつて、他日英國の其れと競争し遂に太平洋の各方面を支配せんとするのである、未必的要求は窮極支那に其の保護權を設定せんとする日本の意思を巧妙に覆面したるものたるは疑ふの餘地が無い、日本は南支那に鐵道敷設權を要求した、北京政府は合辦の兵器廠の設置、及日本布教師の傳道、日支協同の警察力の組織に同意を要求せられ、而して最

後に(一)必要の場合日本人の顧問を備聘すること、(二)臺灣の對岸なる福建沿岸には陸海軍根據地の設立を許さずと云ふ證言を要求せられたのである。

是等の未必的要求に服従する事たるや、恰も一九一〇年の朝鮮併合に當り、日本が朝鮮に對し用ひたる手續と正しく同一の經路を逐ふて居る、朝鮮問題の順序を研究すれば、日本が確乎たる友誼的精神に依り朝鮮の獨立及領土保全を聲明したる後二年を出でずして、京城に於ける外交及財政の全支配權を讓るの議定書に調印せしめたる事實を發見するのである、主權の虚器は其後四年間猶ほ朝鮮王國に依りて保留せられたるも、遂に一九一〇年に至つて全く日本の併合に依り剝奪せられた、支那にして萬一該未必的要求を承認するに於ては、朝鮮と同一の運命に陥るの外はない、該未必的要求は他日

更に一層の好機會に際し復活するやも知れぬ、一九一一年共和國の建設以來支那に起れる新學派の政治家が、其の内政の改革に成功するにあらざれば、支那の運命は容易に窺ひ知ることには出來ぬのである。

前述の各條項及未必的要求と、他の日支兩國が締約者たりし諸條約の條項との比較研究は、大に適切且つ教訓的であるであらう、一八九九年米國國務卿ジョン・ヘイは其の支那の門戶開放及各國の機會均等主義に列強を參加せしむると共に日本の參加を確實に獲た、次いで一九〇七年日露兩國は支那の獨立及領土保全、支那に於ける列國商工業の機會均等主義を承認するに一致し、更に兩國各自の執り得べき一切の平和的手段を以て其の主義の尊嚴を擁護支持すべきを約した、次いで一九〇八年日米兩國は各自の自由裁量に屬する一切

の平和手段に依り支那の獨立及領土保全、並に同國に於ける列國商工業の機會均等主義を保持して、列國の共同利益を保護すべきを約した、更に一九一一年には日英兩國は支那の獨立及領土保全、並に支那に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を保證して以て、支那に於ける列國の共同利益を擁護すべきを盟約した、而して最後に注意すべき事項は、支那と列國との有らゆる條約には何れも『最惠國の條項』ありて、該條項に依れば即ち締盟各國は支那が列國に與へ若くは將來與へんとする有らゆる特權、免稅其他の利益に、自由に均等に均霑し得べきを規定して居るのである。

支那の現勢は如何であらう、此の問題は次の二引用句に依つて最も明瞭に解答せられ居るのである、其の一は前大統領袁世凱の言である、『中國の滿洲に於ける權利及特權は法外なる損害を蒙れり、吾

人は耻辱を感じ屈辱を覺ゆ、而かも中國の弱點は外夷の侮蔑を招けるなり、民國の人民は國家救亡の最高目的に努力するに當り須らく協同一致すべし』と。

第二は曾て米國に留學し一九一五年華盛頓駐劄支那公使に任せられたる才幹ある支那人が一九一五年に公言したものである、曰く、『支那共和國は其建設以來未だ僅かに四箇年を出でず、而かも此の短期間に平和と秩序とは回復され、諸般の改革は遂行されたり、支那の領土廣大なりと雖も政府の命令の及ばざる地方あるなし、今や國家の新組織成るに際して、既に國民の保證と國民主義觀念とは舊時代に決して見るを得ざりし發達を見るに至れり。舊制時代に在りては支那邊域の地方に總督ありて、其の統治の下に有り得べからざる事實を、時としては故らに捏造して人民の好況を北京に報告す

ること屢ありき、斯の如き失政は今日の新制度の下に最早見る能はざるなり、官衙は注意を以て充實され、各般の報告は適確に検閲を受く、而して其の結果は中央政府に對する信任と尊敬の度加はり、眞摯の態度を以て事を處するに至れり、是れ既に國家統一の證なり、中央政府は支那共和國全國民の心裏に接近しつゝあるなり。

『一九一二年民國人民の重大なりと思惟せる問題は財政問題なりき、財政問題は眞に國家發展上の障害物なりき、何となれば重大なる行政上の改革には鉅額の經費を要し、而かも政府は斷然借款に依り活動せざるの政策を取りたればなり、從來行政上の經費に充つるを目的とせる借款は、國民の大反對多かりしが故に、一は此の輿論民意に副はんがため、就中非借款主義は國家唯一の健全なる計畫たるを以て、中央政府は斷然政策を改めて必要なる行政資金は、内國即ち

人民より直接之を得ざる可からずと云ふに決したり、此の目的のため政府は在來の収入額の精査に努力し、而して後人民より徴收したる政府の収入は、現實に一錢の差異なく政府の収入たるべき手段を講究したり。』

前記の引證は覺醒せる支那を鼓舞せしむる新精神を語るに當り、詳細なる記述よりも遙かに優つて居ると思ふのである、袁世凱周圍の武人派に依る一九一七年の帝制運動は失敗に歸し、袁世凱亦沒落し、支那の立憲共和政體は一時的脱線の後常軌に復して、今や再び其の軌道を進行しつゝあるのである。思想界の激烈なる動搖、兵役制度の改革、西洋の科學及産業方法の採用、文明の世界と離隔の原因たる未開なる時代後れの概念一切の拋棄は、今正に支那に行はれつつあるのである。

斯の如き支那覺醒の過程に於いて、日露兩國の態度は殊に深思熟慮を要すべきの問題である、日露兩國は支那大陸の領土保全の希望を屢次揚言せるにも拘らず、其結果は唯々却つて反對に侵略的行動を見るに至れるを以て、日露の宣言は唯だ形式に終れるの觀があつて、其大野心が其の實背面に伏在して居る、兩國の行動は動もすれば其眞意を疑はるるが如き方法に依り行動して居つた、新支那の新運動は日本に於ける熱心なる賛成者を有せず、却つて日本人は支那の改革運動に接するに擲揄を以てするの傾向があつた、表面は謙遜を装ひ、而かも内心日本人は過去に於ける支那文明の賜物を全く忘却し、自國の發展の迅速なりし所以を想起せず、其の援助なくしては支那の復活絶望なりと信じた、日本の著述家は筆を執れば必ず支那の求むべき救世主は唯だ日本のみなりと傳道して居る、然しながら

ら日本人獨り支那の運命の裁決者たるに非すと云ふが如き暗示を受けるや、日本人は直ちに其の虚榮心を傷けられたりとの感を懐くのである、猶又日本人の心裡に一種の恐怖心がある、支那が強大となつて其の國家が統一せられ、外國の後見を免がるる曉、黄人種の覇權掌握、及び支那を犠牲に供して大陸帝國を建設せんとするの夢想は水泡に歸するの恐怖即ち是である、腐敗惡政の弊害より支那を解放して自由ならしむる方法に就き日本は未だ考へ及ぶとが出来ず、又急進主義乃至更に進んでは社會主義の新なる洗禮をさへ受けたる其の主義が日本の海岸に移殖せられ、天授の獨裁政治の井中に有毒物を投せられたる場合の有り得べきことを懸念した。

此等を考察して日本の政治家は支那の新革命の潮流を冷評非難しこれを舊海底に抑留せんとしたのである。是に於いて乎北京駐劄の

日本公使は日本は如何なる事情に在るも中華民國を承認せざるべきを公言した、尋いで日本公使の言は勿論唯だ其の個人的意見たるに止まりしを力説したのである、何となれば宣統帝の退位と共和國の建設とを目的とせる運動に打ち勝つ可く、日本は何事をもなし得ざることが直ちに明白となつたからである、共和國一度び建設さるるや、是れ新時代の開始を意味したものである。

露國の態度は其の動機と方法とに於いて亦日本と同一のものであつた、此の機會に當り蒙古に於ける利害の衝突は即ち露國が爭議の主因であつた、支那帝國の半屬國たりし蒙古は、今や支那の革命勃發に際して早くも自治を宣言した、蒙古人は支那政府に依り任命されたる理藩使と交渉せず、却つて露國の調停を請ふた、露國は支那政府に通告して其の支那の内政に干渉の意思なきこと、蒙古に對す

る攻勢的計畫なきことを固執したりと雖も、而かも蒙古は西伯利に接壤し、随つて貿易上の利害關係は至大なるが故に、蒙古の秩序回復を希望せざるを得ずとの通牒を發した、露國は其の西伯利の境界廣く蒙古に接するが故に、支那蒙古間の紛議は勢ひ露國に不利益なる偏頗の處置に終るべきを理由として、支那に聲明するに支那蒙古間の紛議は切に之を避けたい旨を以てした、却ち露國は自國と支那との間に問題の解決を希望し、但だ自國の利害關係の重大なるに鑑み、蒙古に事實上の政府成立するに至らば之を承認するの權利、及蒙古の獨立實現せば直に新獨立國と貿易を開始するの權利を保留し同時に蒙古を横斷して恰克圖及ウルガに達すべき西伯利鐵道枝線の敷設權の讓渡を要求した。

露國は非常なる批評を受けた、其の支那に對する要求たるや、支

那の革命運動が高潮に達し鞏固なる政府の未だ全く樹立を見ざる機會に於いて提出されたからである、然し露國の其の理由とする所は唯だ蒙古を通じて來るべき支那移民の大多數が、人口稀薄なる西伯利殖民地に侵入し、更に進んで露國本土にまで侵略し來らんとする萬一の場合の保護を緊要無二の要求としたのであつた、全く自國の利益擁護の爲めであつたのである、元來支那は人口稠密であつて自ら國境を越へて斷えず隣國に溢れ行くのであるから、聖彼得堡の政府は自國と支那の領土との間に、緩衝地帯たる新地域を設定して相對抗せしむるを歓迎するの準備最中であつたのである。

外蒙古に對する露國の行動は日本をして滿洲の勢力範圍に接壤する内蒙古の位地を考慮せしむるに至つた、是に於いて乎談判は開始せられたのであるが、而かも日本の權利なりとして要求する所は、

徹底的性質を帯びたるものであつて、支那の容易に承認し能はざる處のものであつた、日本は最後に一九一五年五月の日支條約に依り東部内蒙古に於ける貿易及外人の居住を認むるの條項に同意した、支那が滿洲蒙古に於ける主權の侵害を承認して以來、該地方に對する支那が官憲の最後の面影は刻一刻と急速に消滅しつつあるのである。

斯の如き目的の達成さるる曉たると其以前たることを問はず、日本は支那を自國の完全なる支配權下に置くの方向に向つて、更に一步を進むる準備中であらうと思ふ、今日迄に發生したる出來事は要するに山東滿洲及内蒙古に於ける日本の最高利益の設定及其擁護に外ならなかつた、是れ全く民衆の要求に順應せるものであつて、支那に於ける日本の優先權を其の最高地位に固執して、近時日本が人口

過剰及重税の負擔に堪へ難き不斷の經濟的壓迫の排泄口として、新勢力範圍の設定を要求しつつあるのである。

然しながら經濟的壓迫の聲は日本に於ける單なる嘆聲ではない、人種的自負心及野心の聲も亦同様に存在して居る、日本の此の第二の叫びは全世界に達する聲であつて、而かも古代の羅馬帝國に優る大帝國建設の大望成就のためには、曾て英國の採りたる經路に倣ふの外ないのであらう、實に英國の實例と歴史並に兩島帝國の地理的地位の顯著なる酷似——歐洲大陸に對する命令的地位と亞細亞大陸に對する同様の地位——は日本の帝國主義的野心に疑もなく多大の影響を與へたのである。

日本が既に滿洲、蒙古及山東に特種利益の承認を獲たることを述べて置いたが、日本は更に一步を進めて以て其政策の完全なる勝利

に達するの準備中であらう、一步とは既に未必的要求に於いて、豫想することが出来る、未必的條件を支那が承認することは、近き將來に於いて見易き事實である、其の際に於いては支那は獨立國としての主權の全部を失ふのであらう、此の目的を達する爲めに日本は今後其の努力と不撓不屈の奮闘とに出づべきに相違ない、支那に於ける改革的精神は有らゆる手段の下に日本の命令に依りて阻害され腐敗陰謀贈賄は盛んに日本の手に依りて行はれて、平和的侵入と友誼的協力の有らゆる方法——鐵道鑛山及政府若くは大官の借款に對する財政上の管理權並に專賣權及其他の特權の獲得、政府若くは省長に對し助言を與ふる特權の擴大——が利用さるるに相違ない、此等の有らゆる手段及其の他の計畫が日本の目的達成、即ち支那を隸屬せしむるために使用さるるに相違ない。

日本の世界的領土獲得の計畫に對し、其の正當なるや否や、將た又日本の斯の如き要求は果して必要なるや否やに至りては、是れ吾人の關知せざる所である、吾人は今日唯だ其結果の及ぼす所如何を究めつつあるのみである、日本は一定の結果を生すべき一定の目的に向つて活動するのである、然らば日本の目的に同情する者と雖も其の結果に對して盲目たるべき筈がない、吾人は實際問題に就いて瞑目することなくして日本の善意に信頼しなければならぬ、日本の或る行動に就いては或は最も極端なる非難に値するかも知れぬ、而かも何れの國民が先づ非難の第一聲を發するであらうか、英國史を繙くもの偶々ワローレン・ヘースチングス及クライヴの印度經略、南阿に於けるキチナーの大本營、クロンウエル及レーキ大將の愛蘭迫害、支那に對する阿片貿易の強要及冬宮の破壊、西領亞米利加に對

する奴隸賣買權を英國に附與したる一七一三年の對西班牙アジアント契約、ノヴァスコツチャよりアカデア人の放逐、一八一二年の戦後に於ける華盛頓議事堂の燒失等の史實に接しては、果して甚だしき嫌惡の感を起さぬであらうか、更に最近の事變たるデヴリン・エドワード・カーゾン、及ロツジャークースメントの演説、或はバーナード・ショウの著作物に對し、吾が穩健なる讀者は如何に英國を裁斷するであらう乎。

斯の如き方法に依り英國史を讀むの態度は吾人は之を排斥しなければならぬ、英國史の全部を通じて裁斷するの道としては、不公平として嫌忌しなければならぬ。之と同様に吾人は日本の不文の歴史の暗黒なる頁に於ける明白なる罪惡を指摘せんよりは、寧ろ帝國主義の名を以て犯されたる非行よりして公明正大の態度の來るべきこ

第六章 日本と支那及黄人種の覇権
 * ことを希望しなければならぬのである。

註解

米國ウイスコンシン大學政治學教授ホーンベック博士著『極東に於ける現代の政治』より抄出

一九一五年五月九日の日支協約五項目に關しホーンベック教授は次の如く言ふて居る。

五月九日の日支協約成立後米國政府は五月十一日に至り、日支兩政府に同文通牒を發せり、其支那に對する通牒は次の通りなりき。『日支兩國政府の間に行はれたる者並に其の交渉の結果到達せる協約及未了の者ある事態に鑑み、米國政府は次の通牒を支那共和國政府に致すの光榮を有す、米國政府は日支兩國政府の間に既に成立し又は成立すべき者にして、米國政府及在支米國市民の條約上の權利、支那の領土保全或は所謂門戶開放主義として知らるる列國の政策等の侵害さるる何等の協約を承認する能はず。』

最近の日支交渉の經過を研究したる公法家中、該協約の一層精細なる解説を試みたるものは、前『極東評論』主筆にして、現時の發行者たるジョージブロンソン・リーに如くばなし、其の『日支條約綱要』と題する小冊子に於いて、リーは前記米國の對支通牒を引用して曰く、『吾人は直覺的に感ぜざるを得ず——該協約の下、日本の要求にして米國の權利を侵害するなくんば何んぞ常に平和を愛し友誼的なる米國政府が明白なる警告を日支兩政府に發するの餘儀なきに至らんや』と、リーは又支那政府が世界に對する支那の地位を説明するの目的たる五月七日支那政府に依りて發表されたる外交文書を引用して居る、該文書の結論に曰く

『支那政府が最極度の讓歩をなしたるは明瞭なりとす、事態の性質上日本は最後通牒に訴ふべきの恐ありしを以て、支那政府は不必要なる災難を未然に防ぎ、支那人民及在支外人の多數を不必要なる苦痛より保護するの希望を、友邦の利益の危機に瀕するを防止せんが爲めに支配されたるなり。』
 『斯の如き理由の下に支那政府は最後通牒の全部を餘儀なく應諾すべく強

ことを希望しなければならぬのである。

註解

米國ウイスコンシン大學政治學教授ホーンベック博士著『極東に於ける現代の政治』より抄出

一九一五年五月九日の日支協約五項目に關しホーンベック教授は次の如く言ふて居る。

五月九日の日支協約成立後米國政府は五月十一日に至り、日支兩國政府に同文通牒を發せり、其支那に對する通牒は次の通りなりき。『日支兩國政府の間に行はれたる者並に其の交渉の結果到達せる協約及未了の者ある事態に鑑み、米國政府は次の通牒を支那共和國政府に致すの光榮を有す、米國政府は日支兩國政府の間に既に成立し又は成立すべき者にして、米國政府及在支米國市民の條約上の權利、支那の領土保全或は所謂門戶開放主義として知らるる列國の政策等の侵害さるる何等の協約を承認する能はず。』

最近の日支交渉の經過を研究したる公法家中、該協約の一層精細なる解説を試みたるものは、前『極東評論』主筆にして、現時の發行者たるジョージ・ブロンソン・リーに如くはなし、其の『日支條約綱要』を題する小冊子に於いて、リーは前記米國の對支通牒を引用して曰く、『吾人は直覺的に感ぜざるを得ず——該協約の下、日本の要求にして米國の權利を侵害するなくんば何んぞ常に平和を愛し友誼的なる米國政府が明白なる警告を日支兩國政府に發するの餘儀なきに至らんや』と、リーは又支那政府が世界に對する支那の地位を説明するの目的たる五月七日支那政府に依りて發表されたる外交文書を引用して居る、該文書の結論に曰く

『支那政府が最極度の讓歩をなしたるは明瞭なりとす、事態の性質上日本は最後通牒に訴ふべきの恐ありしを以て、支那政府は不必要なる災難を未然に防ぎ、支那人民及在支外人の多數を不必要なる苦痛より保護するの希望を、友邦の利益の危機に瀕するを防止せんが爲めに支配されたるなり。』
『斯の如き理由の下に支那政府は最後通牒の全部を餘儀なく應諾すべく強

要されたる者なり、而かも其の應諾に際し支那の獨立及領土保全、現状維持、及各國商工業の機會均等主義の維持に關し、他列國間に締結されたる條約及諸協約に影響の恐ある何等の改訂にも、支那政府は賛成せざるものなり」と、

リーは説明して曰く、

「米國は此等の條約に依る米國の有らゆる權利を保留するの決心を日支兩國に通告し、而して支那は萬一此等の權利及其他の權利の侵害されたるときは、其の責唯だ日本のみを歸すべきを聲明したり、萬一日支新協約にして既存の諸條約を侵害するなくんば吾人が批評の理由なく列國の將來の干渉も之れ無かるべし。」

日本の政策及日支協約の結果及實質に論及して、リーは山東に於ける獨逸の政策は最近に至り漸次自由主義となり、支那の主權を尊重するに努力し、且其の排他的特權主義の結果を否認する説に傾向し居りし實證を示したる後に、更に語を次いで曰く、

「日本が獨逸の權利を繼承することは支那が獨支條約より永久に自由解放を得べき最後の希望を破壊するものなり、何となれば今次の協約に依れば排他的特權主義は、獨り滿洲に擴張され、永續するのみならず、更に福建にも之を擴張し、揚子江谷に於ける製鐵業にも適用すべきの企畫たればなり、」

日本の勢力範圍政策の復活は支那政府の權力を顛覆破壊し、門戸を他國に閉鎖し、門戸開放主義に對する死滅の鐘聲なりとす、日支兩國に對する米國政府の通牒は語句を強めて其の門戸開放主義の侵害を承認する能はずとせり、是の爭議は新に設定せられたり、此の爭議は今日實勢力として存在す、早晚之に逢着せざるを得ざるなり。」

日本の眞意は如何なるものたるにせよ、兎に角日本は支那に對して少くとも五個の希望を達しぬ、曰く(一)日本は滿洲即ち北部の勢力範圍に於ける其の地位を鞏固にせり(二)日本は山東に於ける獨逸の權利を繼承したり(三)日本は福建を其の排他的の勢力範圍と看做したり(四)日本は英國の勢力範圍を

侵襲し始めたり(五)日本は北京政府を威嚇し、且つ之れに命令するの地位に立てり。

日本の政治家、政府の當路者及公法家は日本が唯一の目的は商業上の征服を獲るにありと肯定せり、而かも商業上の征服は日本が他國民の権利を侵害するなくして、從來實行し來りしが如く實行し得らるべきや疑問である。

假に一步を譲り日本の目的は唯だ商業的征服にありとするも、若し此の目的に到達せる曉は、其結果歐洲各國は米國と共に對支貿易に相對的に苦痛を蒙るべし、然らば列國は己むを得ず驅逐されて其の市場を他に求むるに至らん。支那市場より驅逐されん乎、南米に其の市場を求むること論理的なるべし、之れ南米貿易に於ける競争者を増加し、激烈なる競争に紛擾の増加を來し、遂には此等紛糾をしてモンロー主義に影響せしむるに至らん。

事態斯の如くならん乎、米國對外政策の二大主義たる米大陸に對するモ

ンロー主義、及支那に對する門戶開放主義は、日本の對支政策の可能的或は事實的結果を打算して考慮せざるべからざるは、蓋し餘儀なき次第と云ふべし。

『極東評論』のリーは、更に『支那に於ける日本の勢力範圍の擴張に依る經濟的効果』と題して論じて曰く、

『實驗に依れば支那に於いて日本の政治的支配の行はるる地方の外國貿易は、日本人の獨占に近く、日本以外の外國貿易は漸減の傾向を示せり。』

『數字に現れたる統計を見るも、日本商品は曾て南滿洲に於ける日本の支配力の限定的なりし時代に於いてさへ、外國商品の驅逐に成功したり、朝鮮に至つては吾人は日本以外の外國貿易の激減を見るに至れり。』

『日本の政治的勢力範圍に於ける歐米人の貿易は日本政府の保護に依る日本商人の攻撃に堪へず、漸次衰滅せるは事實なり、此形勢より察して日本の特殊利権の獲得は到る處に同一結果を現出すべしとすは、蓋し當然なるべし、日本の希望は東部内蒙古、山東及福建に其の政治的勢力を擴張す

るにあり、既に公言せる日本の野心は今茲に限らるゝ雖も、一度び機會の到るや更に一層の擴大の意思なきやは、是れ保證の限りにあらざるなり、曩に獨逸の利権たりし濟南府より京漢線の一點に達する鐵道の敷設權は、日本が其戰利品の一部として繼承を主張する所なり、總て日本は直隸省に勢力を展開すること想像に難からず、更に日本が若し武昌、九江、及南昌を連絡する鐵道を、南昌と抗州との間、及南昌と潮州との間に敷設するの利権を獲ば、其の勢力は遂に湖北、江西及廣東地方にも擴張するに至るべし。

『日本の有利なる點は位地の近接せること、工場及船舶に於ける廉價なる勞働、鐵道院の運賃割引に由る保護、汽船會社に對する政府の補助金、低利資金の融通等なりとす。』

『日本の對支貿易は一九〇五年に九千六百萬海關兩なりしもの、一九一三年には一億八千五百萬海關兩に激増し、對支貿易率は一割四分より一割九分弱に昇り、之に反して此の同期間に於ける英合衆王國及香港の合計率は

四割八分より四割一分に減少せり。』

『或る日本の公法家は日本の野心に關して全く公平なるを見る、彼等は述べて曰く、日本は歐米の商人をして支那市場を日本の排他的開發に開放せしむるの實力を充分に有す、日本は門戶開放主義にして自國に有利なる限り遵守するの可なるを信じたり、然るに今や其の覆面を脱して本來の政策即ち排他的政策の實行の時代は來れり公言するに至りたるなり。』

『日本は既に支那に於ける其の勢力範圍政策を復活せしめたり、亞細亞問題は今や世界的問題たるに際し、獨り日本をして亞細亞に對する政治上及商業上の覇權を掌握せしめて可なりや、答は明白なり。』(極東評論一九一五年五月號)

支那政府に資本を放下して以て支那を援助せん企てたる米國の最近の經驗は、日本の勢力範圍政策の效果に對する説明としては其の肯綮に中れるものなり、以下少しく之を述べん。

數年前ヘスレヘム製鋼會社は支那政府と試驗的の交渉をなし、約二千萬

弗を貸附けて以て一造船所と一海軍根據地との建設に援助せんと企てたり。偶々福建省は臺灣の對岸にして相距る僅に一百哩なること、臺灣は一八九五年支那より割讓されたる日本の領土なること、及び日本は福建省を其の勢力範圍と看做すを決して忘れざること等の事實あり、福建海岸に海軍根據地建設に就き米國一會社と支那政府との間に交渉進行中なりと傳へらるるや、日本の新聞紙は忽ち米國政府が該計劃に關係し、米國の根據地を此の支那海に建設の意思ありとの報を傳播したり、斯の如き周章狼狽せる論結は、米國の或公法家を驅つて其の自國擁護の議論を提起せしむるに至りたり。

日本政府は米國政府に其の海軍根據地建設の計劃なきことは素より能く之を知れり、而かも今日まで日本の勢力範圍の微弱なりし方面に於いて、米國が根據地を得んとする財政的關與は、日本の決して容認するの意思なき所なり、是に於いて乎、駐米日本公使は國務卿ブライアン氏に陳情するに、若し米國にして福建省に造船所建設を目的とする對支借款を起さん乎

日本政府は之を非友義的行爲と看做さざるを得ずこの趣旨を以てせり、吾人は未だ公文書の證據を有せざるも、要するにブライアン氏は日本の陳述を承諾し、福建に関する日本の優先權を承認し、米國政府は該借款を認可せざるの諒解を得たり、是に於いて乎、支那政府は即ち外交的に其の曾て福建に於いて造船所を建設せんため外國借款を求むるの意志なかりし旨を聲明し、日本も亦外交的に且つ適當なる外交手續を経て、支那の此の確證を得たるを欣喜とする旨を聲明したり、斯くて本問題たる支那の造船所を福建海岸に米國會社が建設する計劃は全く水泡に歸して全く解決を見たる筈なり、然るに日本は猶ほ之を以て満足せざりき、日本は將來のため保證を得ざるべからずとし、侵入者——殊に全然關知せざるもの——に對して福建は日本の保留地たるべきことの事實を力説せんす、故に最近の對支要求たる、所謂第五項の第六條には「若し支那が福建省に鑛山探掘鐵道敷設、若くは築港及造船所の建設のため、外國の資本を必要とするに際しては、最先に日本に協議すべし」この文字を挿入したり、是に於いて支那は

爾來該協約中に福建省發展のため外國借款を求めざる旨を約したり。先づ外交的壓迫を加へて米人の企業を福建省より戒告の上に放棄せしめ次いで福建省を總ての外人企業に對して全く閉鎖し、而かも日本政府は再三反覆して其の政策の決して機會均等主義に干渉するなきを言ひ、而して米國が日支兩國に對し通牒を發したる後、加藤男は帝國議會に言明して曰く『日本の要求たるや帝國政府が終始一貫支那の利益の爲めに再三聲明せる領土保全、機會均等及門戶開放主義に何等抵觸するの條項を含まず』と。

第七章 日本と獨逸

英國の獨逸に對する怨恨の所在と敵意の原因とは極東に存して居る。吾人は斯の如く解釋することが歐洲戰亂の原因及英國參戰に關する世論の大多數と一致せざるを承知して居る、蓋し歐洲戰亂の實際の火藥庫として極東を誘入することは、聯合與國の最も注意し且組織的に避けんとした所である、猶ほウイルソン大統領は佛國友人の勢力とモリス・ジャストロー教授の論文『歐洲戰亂及バグダッド鐵道』との影響を受けて歐洲戰亂の主因は即ちバグダッド問題なりとするに至り、更に最近大統領、上院議員ロッチ及び前上院議員ルイト等の如き主戰派は、熱狂的なる公法家佛人アンドレ・シエラダムの、中歐同盟國を破るの道は唯だ獨逸勢力に反對の聯合國を中央歐

羅巴に建設して以て、地理上及道德上獨逸の進路を直接防遏するにありとの議論を是認するに至つた、此等の感念は凡て是れを佛國の勢力に歸するを得べく、是れが是認は即ち英米を驅つてムルマン海岸及アーカングルに上陸の冒險を企てしめ、更に露領西伯利の沿海州に日本と協力して以て遠征を起すに至らしめた。

バグダッド鐵道論者は戦争勃發前、英國が該鐵道の敷設を是認せること、及其の波斯灣までの完成に對する抗議を撤回せることを看過して居る、若し波斯を経て波斯灣に沿ふの並行線を敷設すれば、バグダッド鐵道の戰術的意義は全く没却せらるべく、又スエズに對する行動の副手段としてのバグダッド鐵道の價值は實際に於いて誇張せられたるに過ぎぬのである。

近東の戰術的地理を一見すれば此の形勢の眞實なることが分る、

近世有力なる海軍國が其海軍力を以て大西洋に根據地を有し、併せて太平洋及小亞細亞に大責任を取り得んとするには、太平太西兩洋の交通權を監視して以て、東洋西洋間の有らゆる戰術的、好戰的計畫に就き、支配的勢力を振はなければならぬ、小亞細亞に敵意を有する國はスエズに對する威嚇である、スエズ無くんば英國は其の艦隊を神速に太平洋に出動せしむる能はず、隨つて其の殖民地及前哨線は實際に於いて無防備の状態に陥り、今日迄英國が東洋に於いて有せし海軍の權力の位地は直ちに消滅し、而して之と共に太平洋に於ける米國の立脚地は持續するに至るであらう、故に問題はバグダッド鐵道計畫がスエズ運河に對し如何に大なる威嚇を提示するやに在るのである。

スエズ運河は其一面のみ完全に埃及に依つて防禦されてある、埃

及は永久に亘つて阿非利加方面より來たる侵略よりも防禦せられて居る、何となれば其の背面一體がサハラ沙漠を負ひ、如何なる對敵のナイル河を下りて侵入し來るも、其の本流は之を阻止するに足るが故である、阿非利加に於いて埃及を防禦する右のサハラ沙漠は遙か亞細亞に亘つて、スエズ地峽と共に埃及を亞細亞方面より抱擁し、ナイル河の三角洲と南バレスチナとの間に百餘哩の大沙漠を造つて居る、此の百餘哩の大沙漠は常に亞細亞側より埃及を侵略せんとするに當り、若干打ち勝ち得ざる障害物となつて居る、然し該沙漠は此れにて盡きて居らぬ、南バレスチナより亞細亞、阿非利加の西境地方を全然横斷して東北部に擴大し、地中海の東岸に沿ふて狭小なる耕地の一帶を僅に残せるだけである、斯くてスエズは北部即ち地中海東岸より來るもの、外、全く何れの方面よりも攻撃を受く

るの憂がない、スエズ攻撃の軍隊は北方より五百哩沙漠と地中海との間なる一條の隘路に據らなければならぬ、該隘路の北入口はアレツポと地中海岸との間に在り、スエズ進軍の兵はアレツポに於ける入口より南出口に至る五百哩の長隘路に留まらなければならぬ困難と障碍とに克つの道は即ち次の諸點に存する、鐵道とはダマスカス及アレツポに通ずるヘチア線の單線あるのみ、米國の一鐵道雜誌に據れば、該線を『世界に於ける最惡の鐵道、最惡の下り線路』と記述してあるが、實際其機關車の最大多數は破損の儘堆積せられ、其の機關はアルカリ性の水に依りて腐蝕し、其の僅數の殘餘が其の使用に堪えて居るのみである、スエズ攻撃を實行せんと欲せば、其の準備に多大の日月を要する、先づ沙漠横斷の輕便鐵道敷設——此の地方に於ける英國軍の駐屯を無効力ならしむる所の計畫

を要するのみならず、併せてヘチア線よりアレツポーに至る複線、及バグダッド鐵道幹線としてアレツポーより小亞細亞を通過してボスフォラスに至る幹線を完成しなければならぬ、是に於いてか既に形勢自體が示す如く、敵を前面に控へて其の南と東とは沙漠に接し、パレスチナとシリヤとを通過して進まんとする攻撃軍は糧食に窮し、スエズに向へる軍團は小亞細亞より其の糧食の供給を得、歐洲より彈藥の供給を仰がなければならぬ。

既述の困難と障碍とに打勝つことは實に容易の事でない、到底吾人の想像し得ざる所のものである、其の理由は、現在の搜索的狀態に在りては、敵に對し進軍せんとする軍隊は終始敵の行動を十二分に探知し、又埃及を根據地として行動する者は、南部パレスチナとナイルの三角洲とを連結する所の新設の英國鐵道を横斷して、防禦

軍を攻撃し來らんとする敵軍の如何なる地點にも進め得るものでなければならぬ。

以上の概觀に依りバグダッド鐵道の戰術的價值は、從來餘りに重要視され過ぎたことが明かになる、實際有らゆる點より觀るも其重要は針小棒大の觀察を受けて居つたのである、其れは印度に達する最短線路でもない、將又スエズ方面よりアラビヤ沙漠を横斷して波斯灣に達するの鐵道敷設の可能なることは、英國人により考慮せられたこともあつたが、萬一今日迄高潮せられたる如く、バグダッド鐵道が驚くべき經濟的重要なることを事實上に證明することが出来た場合には、該線は疑ひもなく完成して居つたかも知れぬ。

結局バグダッド鐵道は之を不可解の問題として吾人の本題に戻り世界戰亂の火元は近東にあらずして極東にあつたと云ふ本來の前提

に基づいて考慮を進めて見たい。

先づ記憶すべきは一八九五年の日清戦争後迄に於ける極東の天地は、全く英國の左右する所なりしことである。太平洋に於ける英國の優越權は列國之を認め、又之を非議するものとはなかつた、英國太平洋艦隊は東亞の海洋を巡邏し、其の優越なる勢力は恐るべく且つ敵し難く、濠洲、新西蘭及加奈陀等に於ける其の新領土の防禦に任じ、其の主たる競争者なる露國の挑戰的計畫に對しては逐次抵抗し、支那及日本に對して支那に於ける英國の勢力範圍を防禦し、東亞に於いて驚くべく發展したる英帝國の商工業上の利益を保持し以て、東亞に於ける英國の名實兼備の名譽を偉大ならしめた。

日清戦役の終局を見るや否や、日本は其の大艦隊建造の計畫を起し、獨逸も亦一八九八年を以て其の帝國海軍の基礎を築いたのであ

る、是の時に當り英國の採るべき政策は唯二途あるのみであつた、海軍國としての日本を打破して以て、太平洋に制海權を獨占するは比較的輕微なる海軍力に依り遂行し得たのである、英國は或は寧ろ日本と同盟を結び其の東洋艦隊を撤去して大西洋に向け、以て北海に於ける隣邦の増大せる勢力と其の挑戰的戰略とに對し、英國自體の利益を擁護し、其の太平洋に於ける利益の擁護は同盟國たる日本に一任するかであつた、英國は前二者の中此の後者を選んだが、而かも一種不快の面貌と多大の疑懼とを懷いて斯策を執つたに過ぎぬ英國は之を以て自國の徹底的目的を達し、且重要なる効果を完成すべき手段の第一歩として自ら知る所であつた、而かも斯くして英國の名聲、其の島帝國及大陸的領土の保護、其の貿易上の優越なる地位、其の殖民地に對する結合力等は一舉にして危險の位地に置かれ

*

たのである、此の事たるや全く世界的新二大原動力たる日本海軍及獨逸海軍に歸するのであつた。

此の變化に對し如何に深甚の印象を殖民地に與へたか云ふことは、英國の殖民地が自己の海軍を創設するの手段に出たことに依りて知ることが出来る、新西蘭の英本國に對する弩級戰艦提供に關し首相サー・ジョセフ・ワードはスタンダード紙上に述べて曰く、『太平洋の支配は吾が新西蘭の死活問題なり、而かも英帝國のサモアとの分離以來、此の支配權は疑問となれり、此の問題は須らく英國海軍の力を以て解決せざるべからず、極東も亦無慈悲なる解決を要求するところの問題を以て威嚇し來れり、其の危険及其他凡ての外來の攻撃に對して、吾人は我英國海軍が最後の守護神たることを感知す、母國に對する吾人の義務は母國が吾人の生命、自由及財産に對する

*

保護と相伴ふものなり、而して今日の富と發展とを獲たる我新西蘭は増大せる英帝國國防費の負擔に充分堪へ得べきなり』と、更に彼は當時(一九〇八年)太平洋回航の米國大西洋艦隊歓迎の席上に演説して、米國艦隊の濠洲訪問は一外國としての訪問ではなく、アングロ・サキソン民族の知己親戚たる一國民としての訪問なりと、猶ほ附言して曰く、他日濠洲及太平洋諸島に對する黃白人種の爭覇戰の戰はるゝ曉、米國艦隊は舊世界と提携して戰ふに至るべしと、新西蘭の諸新聞は寧ろ露骨に將來英米兩國が太平洋の霸權に關し、日本との間に爭奪戰を行ふに至るべきことを述べ、而してアングロ・サキソンに屬する二大國は其の政策の一致を實現せざるべからずとの趣旨に論調を一致せしめた、シドニーに於いては五十萬以上の住民は米國艦隊の來訪を歓迎し、諸新聞紙は相互の利益保護のため其の濠洲と米

國との協調の必要なるを論じ、以て日本に對する關係を害するも餘儀なき次第なるを認め、然らば米國側の見解は如何にと見るに是れ亦其の艦隊の濠洲訪問の眞意を洞察するに遲鈍ならず、米國艦隊招待の報を得るや否や米國輿論の保守的機關たるニューヨク・トリビュン紙は次の如く論じた。

『然しながら吾人は事件の重大を想像するに當り、無價値にもあらず、又不自然にも非ざる二箇の動機の存するを見る、即ち其の一は太平洋に於ける英國海軍の實力は減少し、往時の制海權なきことを回想するに當り、暗示せられたるものなり、太平洋に於ける優越權は英國自體任意的に其の同盟國たる日本に讓與せるの觀なき能はず日英同盟は濠洲に於いて熱狂的なる賛成を得ざりし事實を回想し、又所謂『白人の濠洲』を現出し且つ維持するに決心固き濠洲の政治

家及人民が、日章旗に對して比較的有力なる米國艦隊其物の太平洋訪問を、特に感謝したるにはあらざる乎を揣摩するは、必ずしも不當ならざるべし、吾人は斯言をなすに際して太平洋の二強國の間絶對的に軋轢なきことを念頭に置くを必要とするも、唯だ濠洲に於ける人種的感情が意外に強烈にして、濠洲人は寧ろ何物よりもアンダロ・サキソン艦隊を有するか、又は萬一英國に非されば米國の太平洋に於ける優越なる艦隊を有することを希望するは、覆面なき事實と認めざるを得ざるなり。』

十年前既に米國及太平洋諸島の輿論は英國が西歐に於いて獨逸との競争に備ふる爲め東洋に其の勢力を滅殺したる手段は果して正當なりしや否やの問題を重大視したること、吾人が以上の引證の示す所である、英國が現時の歐洲戦争に當り、正當なる進路を選択し